

吹田市子ども・子育て支援事業計画

平成30年度(2018年度)

施策・事業実施報告書

吹 田 市

目 次

1	はじめに	1
	(1) 計画の概要	
	(2) 教育・保育提供区域の設定について	
	(3) 用語説明	
	(4) 担当室課名について	
2	図表でみる進捗状況	9
	(1) 人口等基本的指標	
	(2) 母子保健	
	(3) 各種相談	
	(4) 保育所・幼稚園	
	(5) 地域の子育て支援	
3	教育・保育の確保方策の進捗状況	25
	(1) JR以南地域、片山・岸部地域(A区域)	
	(2) 豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域(B区域)	
	(3) 山田・千里丘地域、ニュータウン地域(C区域)	
	(4) 全体	
	(5) 決算額	
	(6) 保育利用率	
4	地域子ども・子育て支援事業の実施状況	31
	(1) 利用者支援事業	
	(2) 地域子育て支援拠点事業	
	(3) 妊婦健康診査	
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業	
	(5-1) 養育支援訪問事業	
	(5-2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
	(6) 子育て短期支援事業	
	(7) ファミリー・サポート・センター事業	
	(8) 一時預かり事業	
	(9) 延長保育事業	
	(10) 病児保育事業	
	(11) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	(13) 多様な主体の参入促進事業	

5	教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する 体制の確保の実施状況	42
	(1) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援について	
	(2) 地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方について	
	(3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修等に対する支援について	
	(4) 質の高い教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方と推進方策について	
	(5) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方と主な事業の推進方策について	
	(6) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携について	
	(7) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携についての基本的考え方と推進方策について	
6	子ども・子育て支援関連施策の実施状況	47
	(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保について	
	(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する府が行う施策との連携について	
	(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携について	
	(4) 地域子育て支援	
	(5) 母子保健	
	(6) 放課後子ども総合プラン	

1 はじめに

(1) 計画の概要

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、一人ひとりの子供が健やかに成長できるよう、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の一層の充実、保育の量的拡大・確保を図ることを目的として策定したものです。

平成 27 年度から令和元年度までの 5 か年を計画期間としています。

効果的に計画を推進していくために、吹田市子ども・子育て支援審議会から御意見をいただきながら、計画の推進に取り組みます。また、毎年度計画の進捗状況を把握し、点検・評価を行うことにより、PDCAサイクルを実施し計画の進捗状況について、公表します。

量の見込みや確保方策の見直しが必要になった場合は、必要に応じて計画を見直します。

- ・平成 29 年 3 月 教育・保育の確保方策を見直し、計画の一部を変更
- ・平成 29 年 10 月 地域子ども・子育て支援事業の現状と確保方策において放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）を見直し、計画の一部を変更
- ・平成 30 年 1 月 中間年の見直しにより、計画の一部を変更
- ・平成 31 年 1 月 病児保育事業（病児・病後児対応型）の計画の一部を変更

基本理念

子どもの笑顔があふれ子育てしたくなるまち吹田

基本的な視点

子どもの
権利の尊重

すべての子育て
家庭への支援

社会全体で支援する
子育て・子育て

基本目標

- (1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- (2) 地域の子育て支援の一層の充実
- (3) 保育の量的拡大・確保

教育・保育の現状と確保方策

地域子ども・子育て支援事業の
現状と確保方策

教育・保育の一体的提供及び
教育・保育の推進に関する体制の確保

子ども・子育て支援関連施策

(2) 教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域を定め、当該区域ごとに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとされています。

本市では、教育・保育提供区域を以下のとおり設定し、各認定区分・年齢毎に「提供体制の確保方策」等を策定しています。

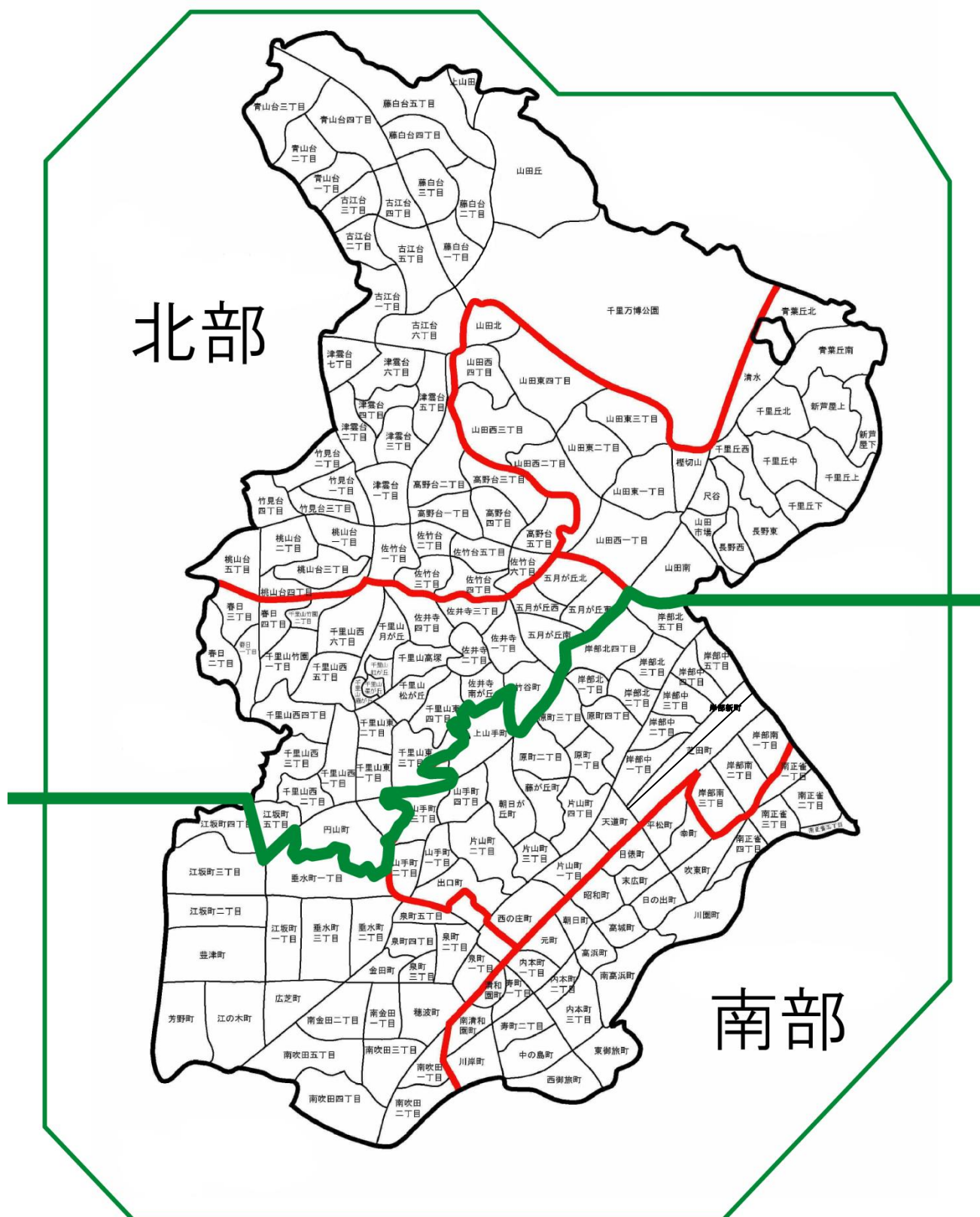
教育・保育	設定 区域数
教育（1号認定）	2
保育（2号・3号認定）	3

地域子ども・子育て支援事業		設定 区域数
国事業名称	吹田市事業名称	
利用者支援事業	子育てコンシェルジュ事業 妊産婦相談支援事業	3
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター事業 子育て広場助成事業 子育て支援活動事業 のびのび子育てプラザ事業	6
妊婦健康診査	妊婦・乳児一般・乳児後期健診事業	1
乳児家庭全戸訪問事業	子ども見守り家庭訪問事業	1
養育支援訪問事業等	育児支援家庭訪問事業	1
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	1
ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業	1
一時預かり事業	一時預かり事業（幼稚園型） 一時預かり事業 一時預かり助成事業 児童会館一時預かり事業	6
延長保育事業	特定教育・保育施設等運営助成事業	3
病児保育事業	病児・病後児保育事業	3
放課後児童クラブ （放課後児童健全育成事業）	留守家庭児童育成室事業	36
実費徴収に係る補足給付を行う事業	-	1
多様な主体の参入促進事業	新規参入施設巡回支援事業	1

区域数	ブロック名	地域
1 区域	ー	吹田市全域
2 区域	北部	千里山・佐井寺地域、山田・千里丘地域、ニュータウン地域
	南部	J R以南地域、片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域
3 区域	A	J R以南地域、片山・岸部地域
	B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域
	C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域
6 区域	a	J R以南地域
	b	片山・岸部地域
	c	豊津・江坂・南吹田地域
	d	千里山・佐井寺地域
	e	山田・千里丘地域
	f	ニュータウン地域
36 区域	ー	小学校区

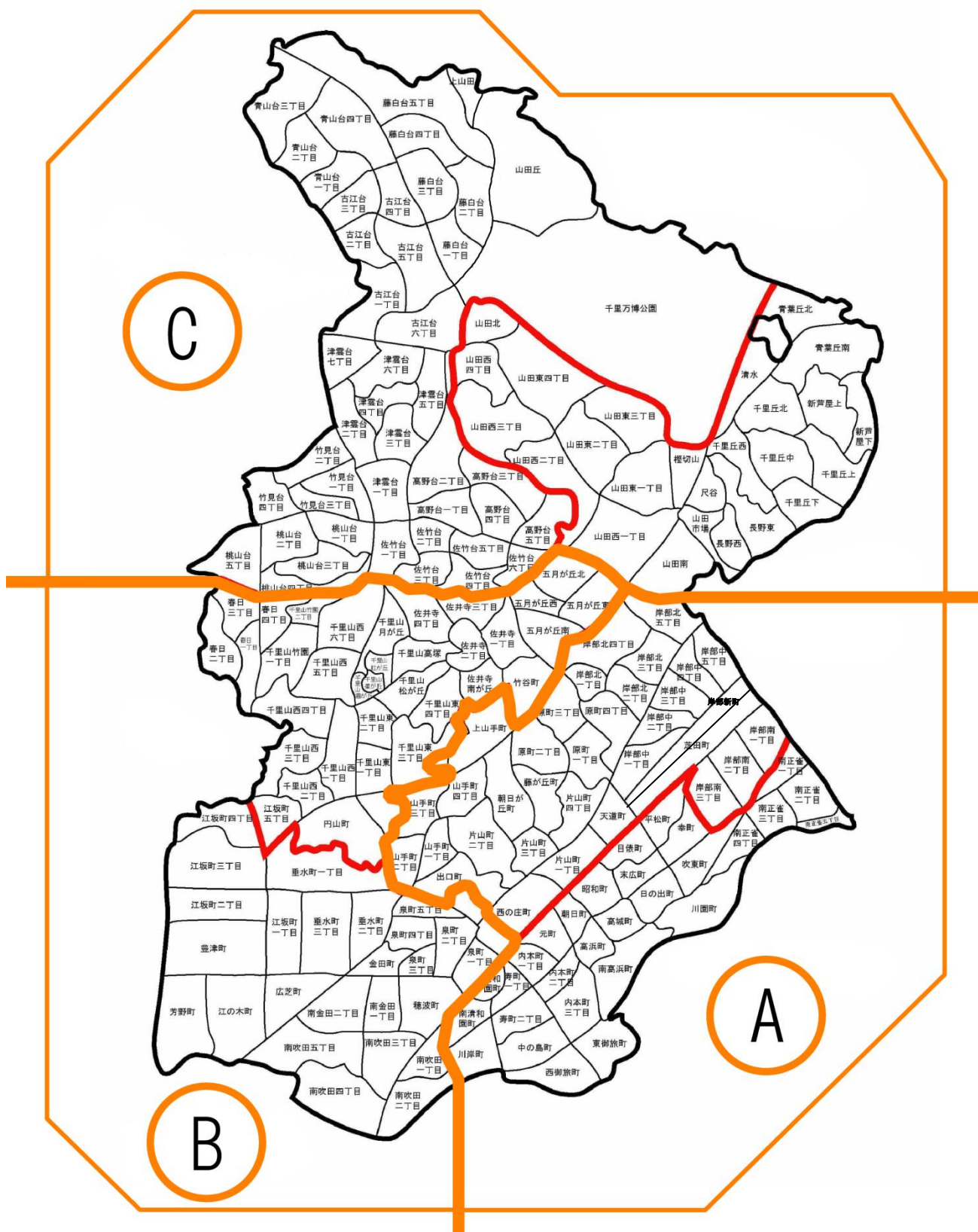
2 区域

2 区域	北部	千里山・佐井寺地域、山田・千里丘地域、ニュータウン地域
	南部	J R以南地域、片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域



3 区域

3 区域	A	J R以南地域、片山・岸部地域
	B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域
	C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域

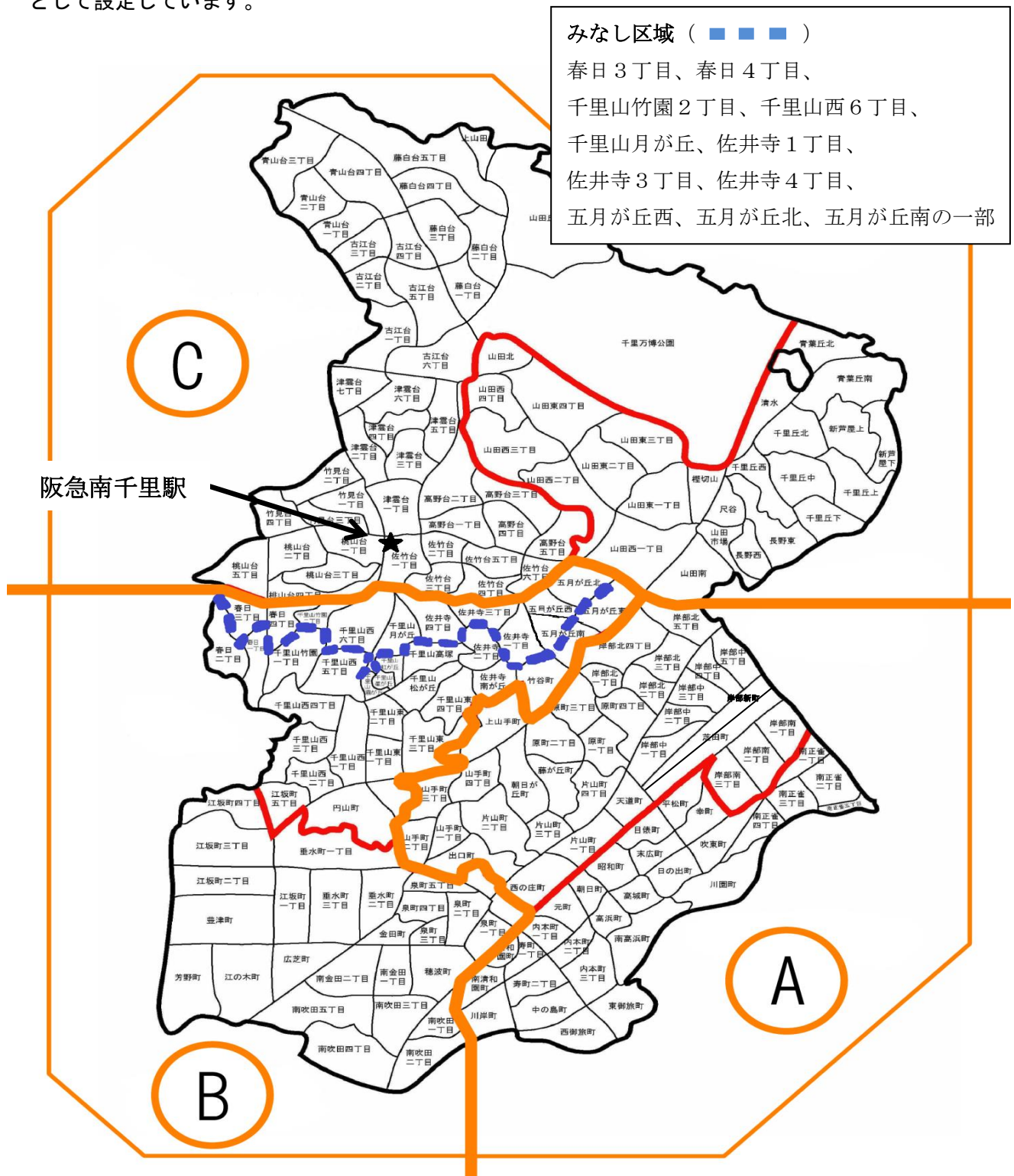


【保育における提供区域のみなし区域の設定について】

保育の提供量の確保について、B区域の保育所等の整備については一定の見通しが立っていますが、C区域のうち特に阪急南千里駅周辺地域は、保育所等を整備する用地の確保が非常に困難な状況です。

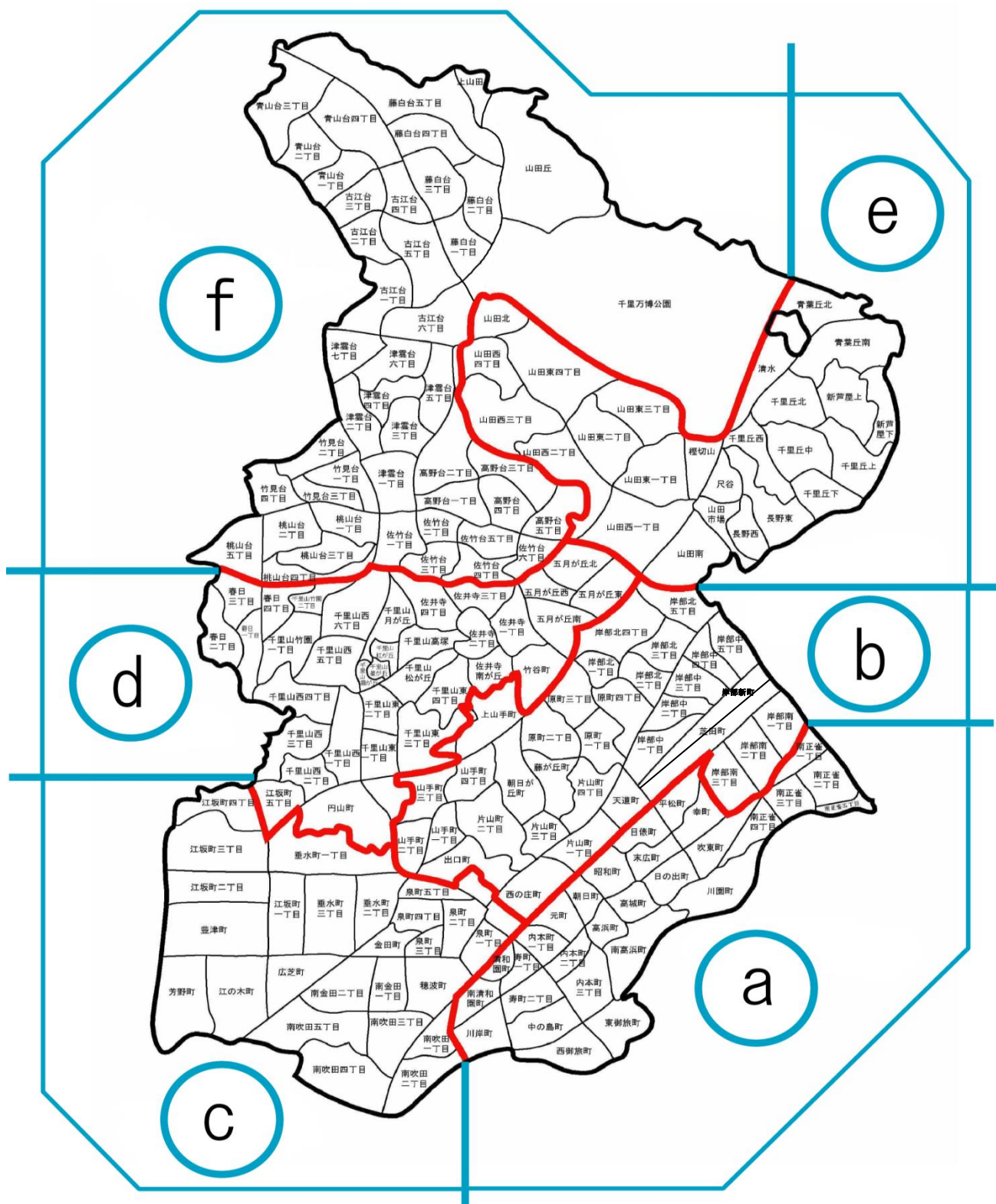
さらに、阪急南千里駅周辺の入所希望者は、B区域に設置されている施設であっても阪急南千里駅の利用に都合が良い範囲であれば、それを利用している実態があります。

そのため、C区域の境界に接するB区域の北側の一部の地域については、阪急南千里駅周辺の待機児童対策にもなることから、どちらの区域の確保方策としても柔軟に対応できるよう「みなし区域」として設定しています。



6 区域

6 区域	a	J R以南地域
	b	片山・岸部地域
	c	豊津・江坂・南吹田地域
	d	千里山・佐井寺地域
	e	山田・千里丘地域
	f	ニュータウン地域



(3) 用語説明

教育・保育	・教育・保育施設及び地域型保育事業
教育・保育施設	・認定こども園、幼稚園、保育所
地域型保育事業	・小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業） ・本市では、「小規模保育事業」と「事業所内保育事業」を行う
地域子ども・子育て支援事業	・利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業などの13事業
認定こども園	・幼稚園と保育所の良いところを生かし、教育・保育を一体的に行う施設
1号認定こども	・満3歳以上、教育標準時間設定 ・幼稚園等での教育を希望される場合 ・利用先は、幼稚園、認定こども園
2号認定こども	・満3歳以上、保育認定 ・「保育の必要性に係る事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 ・利用先は、保育所、認定こども園
3号認定こども	・満3歳未満、保育認定 ・「保育の必要性に係る事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 ・利用先は、保育所、認定こども園、地域型保育事業
保育の必要性に係る事由	（子ども・子育て支援法施行規則） ①就労 ②妊娠・出産 ③保護者の疾病、障害 ④同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩その他、上記に類する状態として市が認める場合（本市では発達支援が該当）

(4) 担当室課名について

本報告書では、令和元年度の担当室課名を記載しています。

2 図表でみる進捗状況

(1)人口等基本的指標

◆人口・世帯数

表1 人口・世帯数の推移

各年10月1日現在

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
人口	352,366	351,771	353,493	356,167	359,689	361,877	365,587	369,441	370,365	371,753
世帯数	155,081	155,679	157,273	158,925	161,187	163,064	165,540	168,328	169,790	171,500

資料：総務室・市民課

注：平成23年度までは、住民基本台帳と外国人登録の合計の人口数です。平成24年度から、住民基本台帳の人口数です。
外国人登録法が平成24年7月9日に廃止され、外国人も住民基本台帳法が適用されることになりました。

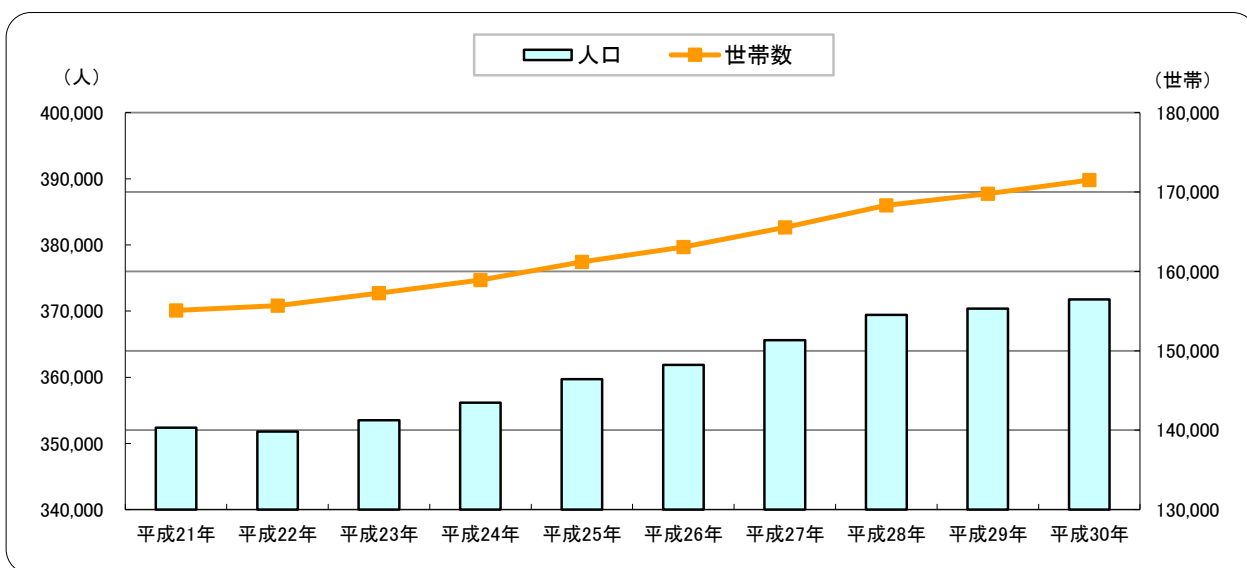


図1 人口・世帯数の推移

◆出生数

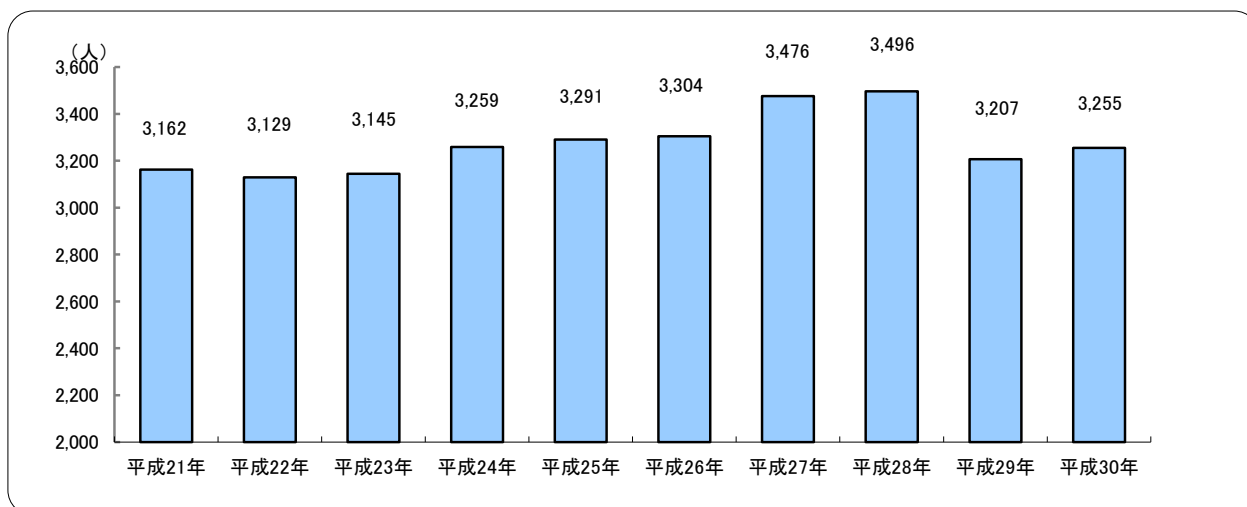


図2 出生数の推移

資料：総務室・市民課

◆児童数

平成30年度の児童数(15歳未満(計))は、前年度比229人減となっています。

表2 児童数の推移(15歳未満・3歳区分) 各年4月1日現在 単位:人

年齢区分(歳)	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
0～2	10,053	10,205	10,666	10,701	10,375
3～5	10,327	10,530	10,722	10,798	10,853
0～5(計)	20,380	20,735	21,388	21,499	21,228
6～8	10,114	10,219	10,527	10,609	10,723
9～11	10,489	10,376	10,384	10,204	10,285
12～14	10,784	10,611	10,456	10,550	10,397
15歳未満(計)	51,767	51,941	52,755	52,862	52,633

資料:子育て支援課・市民課

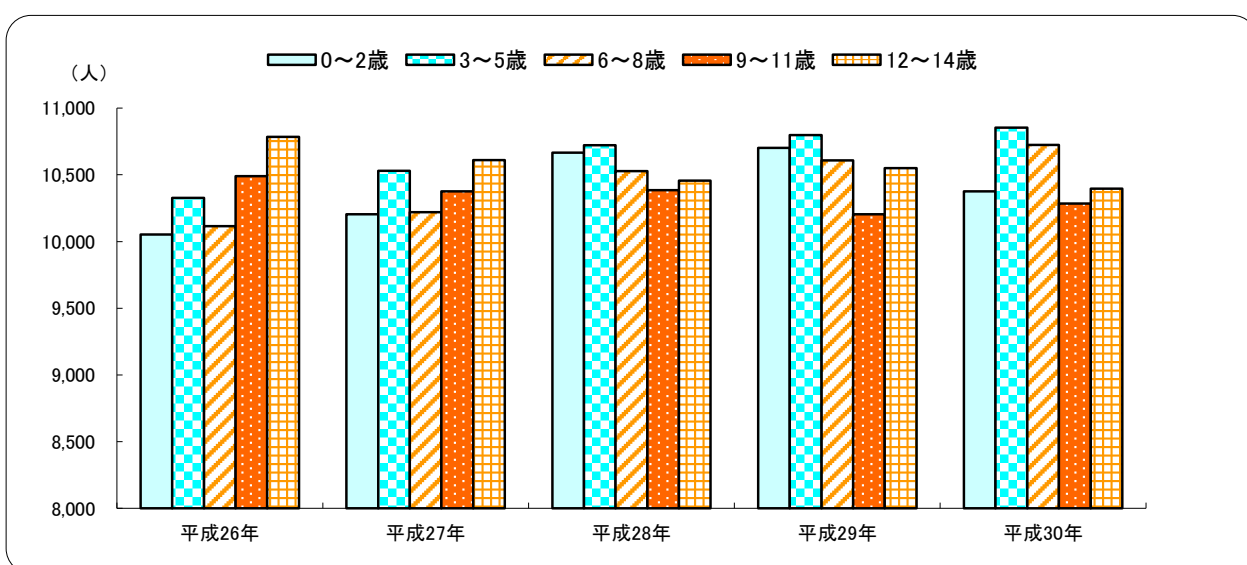


図3 児童数の推移(15歳未満・3歳区分)

表3 ブロック別児童数の状況(15歳未満) 平成30年4月1日現在

単位:人

ブロック 年齢(歳)	JR以南	片山・岸部	豊津・江坂 ・南吹田	千里山・ 佐井寺	山田・ 千里丘	千里NT・ 万博・阪大	総 数
0	232	423	653	564	794	518	3,184
1	231	502	711	610	846	583	3,483
2	242	523	694	643	919	687	3,708
0～2(計)	705	1,448	2,058	1,817	2,559	1,788	10,375
3	230	544	637	675	904	688	3,678
4	215	526	611	667	876	680	3,575
5	224	551	584	645	902	694	3,600
3～5(計)	669	1,621	1,832	1,987	2,682	2,062	10,853
0～5(計)	1,374	3,069	3,890	3,804	5,241	3,850	21,228
6	215	522	572	719	932	653	3,613
7	226	472	534	713	886	623	3,454
8	225	560	558	703	939	671	3,656
6～8(計)	666	1,554	1,664	2,135	2,757	1,947	10,723
9	221	485	559	728	916	580	3,489
10	235	470	482	699	919	575	3,380
11	254	503	513	682	883	581	3,416
9～11(計)	710	1,458	1,554	2,109	2,718	1,736	10,285
12	265	508	492	699	905	511	3,380
13	248	518	551	739	964	590	3,610
14	250	506	468	745	934	504	3,407
12～14(計)	763	1,532	1,511	2,183	2,803	1,605	10,397
15歳未満(計)	3,513	7,613	8,619	10,231	13,519	9,138	52,633
人口総数	53,082	54,114	58,896	57,338	83,898	62,744	370,072

資料:子育て支援課・市民課

注:前月末日現在の住民登録の数と満年齢で集計を行っています。

万博・阪大ブロックは人口が少ないため、千里NTブロックに足し上げて表示しています。

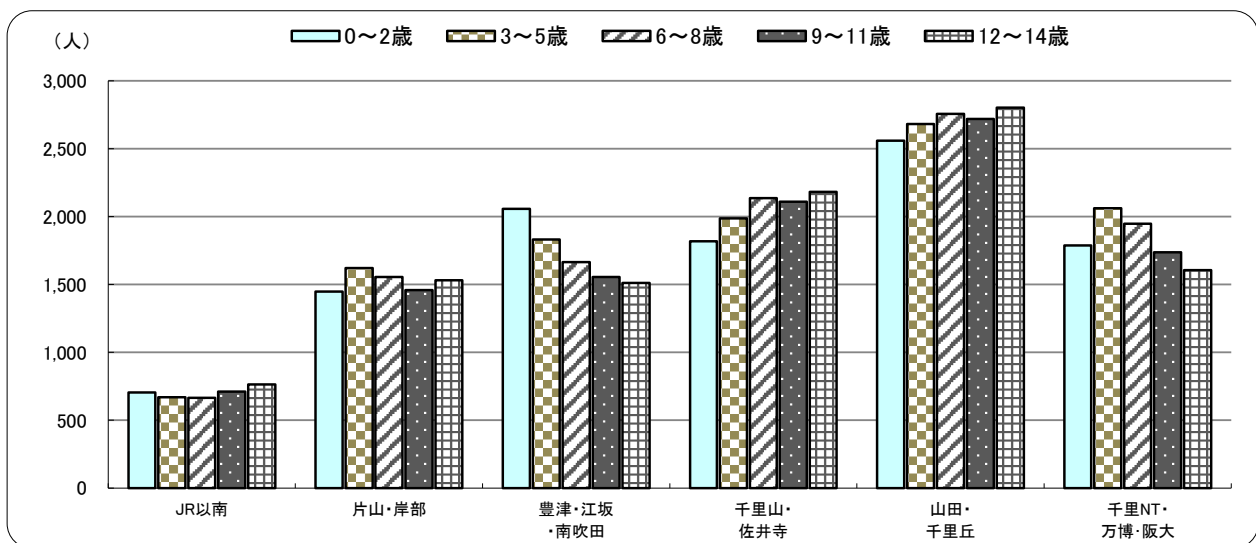


図4 ブロック別児童数(15歳未満・3歳区分)

(2)母子保健

◆妊婦健康診査

表4 妊婦健康診査受診者数の状況

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延受診者数(人)	42,174	43,106	42,195	41,251	39,524

*平成26年度からは償還払いの件数も合算

資料:保健センター

◆産婦健康診査(平成30年6月開始)

表5 産婦健康診査受診者数の状況

区分	平成30年度
延受診者数(人)	3,897

◆妊婦(両親)教室

平成29年度から、就労している妊婦や夫が参加しやすいようにコース制を廃止しました。
ブレバパパ・プレママ教室について、以前は希望者のキャンセル待ちが発生していましたが、回数増加等により解消しています。

表6 妊婦(両親)教室受講者数の状況

単位:回、人

年度	区分	回数	実人数			延人数		
			妊婦	家族(夫)	計	妊婦	家族(夫)	計
平成26年度	妊娠・出産編	36	386	30	416	799	44	843
	父親育児編	12	379	396	775	379	396	775
平成27年度	妊娠・出産編	36	407	51	458	900	77	977
	父親育児編	13	430	441	871	430	441	871
平成28年度	妊娠・出産編	36	410	84	494	901	133	1,034
	父親育児編	12	429	436	865	429	436	865
平成29年度	マタニティ講演会	8	131	61	192	131	61	192
	マタニティヘルス講座	8	100	13	113	100	13	113
	マタニティクッキング	8	93	-	93	93	-	93
	ブレバパパ・プレママ教室	17	500	482	982	500	482	982
平成30年度	マタニティ講演会	8	109	51	160	109	51	160
	マタニティヘルス講座	8	77	11	88	77	11	88
	マタニティクッキング	9	87	-	87	87	-	87
	ブレバパパ・プレママ教室	16	482	474	956	482	474	956

資料:保健センター

対象

妊娠・出産編:吹田市在住の妊婦とその家族
父親育児編:吹田市在住の妊娠7か月以降の妊婦の配偶者で初めて父親になる人
マタニティ講演会・マタニティヘルス:吹田市在住の妊婦と夫
マタニティクッキング:吹田市在住の妊婦
ブレバパパ・プレママ教室:吹田市在住の初妊婦、初めて父親になる人

◆妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導

平成28年度から妊娠届時に保健師等が全妊婦に対し面接を行っています。そのことで、支援の必要な妊婦を早期に把握、支援することが可能となり、妊産婦訪問指導数が増加しています。

出生児に対する訪問指導の推移では出生児全数に対し、出産後早期の新生児期、乳児期に訪問する率が年々増加しています。

表7 妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導の推移

単位：人

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊産婦	実人数	1,519	1,545	1,640	1,806	1,858
	延人数	1,768	1,794	1,935	2,355	2,532
新生児	実人数	191	239	259	211	207
	延人数	199	253	285	242	241
未熟児	実人数	239	181	157	180	179
	延人数	274	213	170	239	258
乳幼児	実人数	1,388	1,381	1,450	1,598	1,622
	延人数	1,730	1,675	1,806	2,156	2,272

資料：保健センター

注：平成23年10月1日から一部（生下時体重2001g～2499g）の未熟児、平成25年4月からはすべての未熟児に対して訪問を実施（一部の身体障がい児については、吹田保健所が実施）

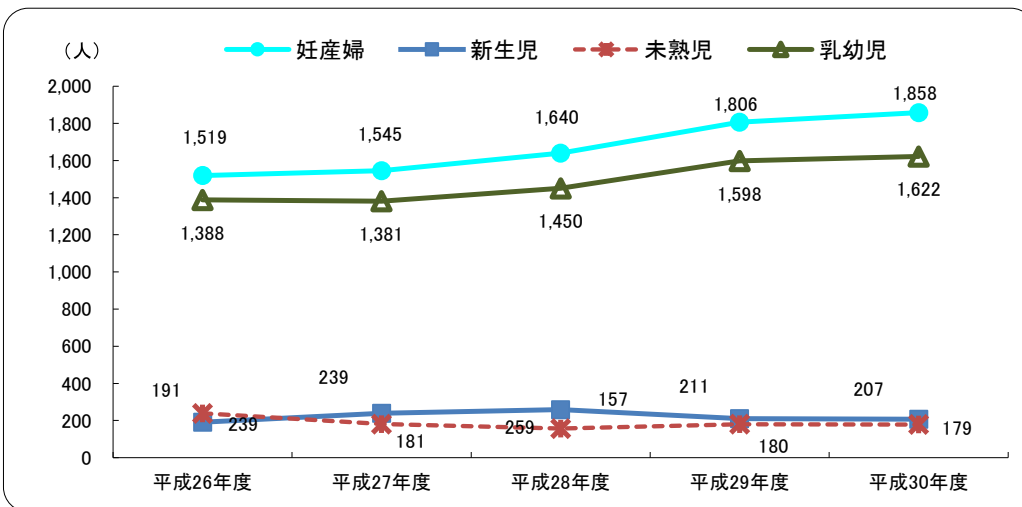


図5 妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導(実人数)の推移

表8 出生児に対する訪問指導の推移

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
出生児(人)	3,453	3,493	3,462	3,235	3,173
訪問指導人数(人)	1,390	1,451	1,473	1,747	1,798
訪問率(%)	40.3	41.5	42.5	54.0	56.7

資料：保健センター

注：新生児期、乳児期に訪問した実人数

◆4か月児健診・保健指導事業(すくすく赤ちゃんクラブ)

すくすく赤ちゃんクラブは、4か月児を持つ保護者等を対象に、身近な公民館等の施設において、保護者間の交流や保健指導を実施しています。年々参加率が増加しています。

表9 4か月児健診・保健指導事業(すくすく赤ちゃんクラブ)の状況

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数(人)		3,332	3,529	3,456	3,212	3,259
4か月児健診	受診児数(人)	3,266	3,461	3,388	3,187	3,204
	受診率(%)	98.0	98.1	98.0	99.2	98.3
すくすく赤ちゃんクラブ	回数(回)	96	120	120	107	106
	来所者数(人)	1,793	2,068	2,044	1,816	1,852
	来所率(%)	53.8	58.6	59.1	56.5	56.8

資料:保健センター

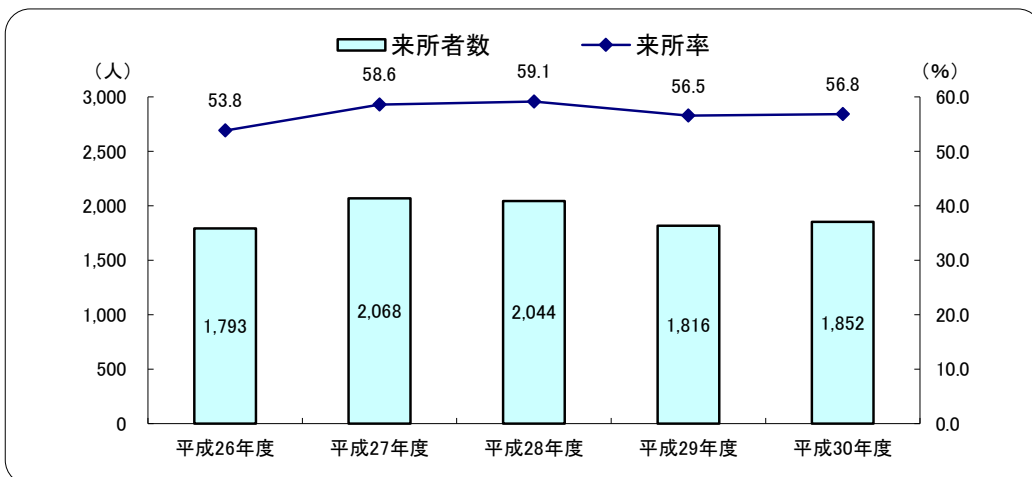


図6 すくすく赤ちゃんクラブの来所状況

◆ 離乳食講習会

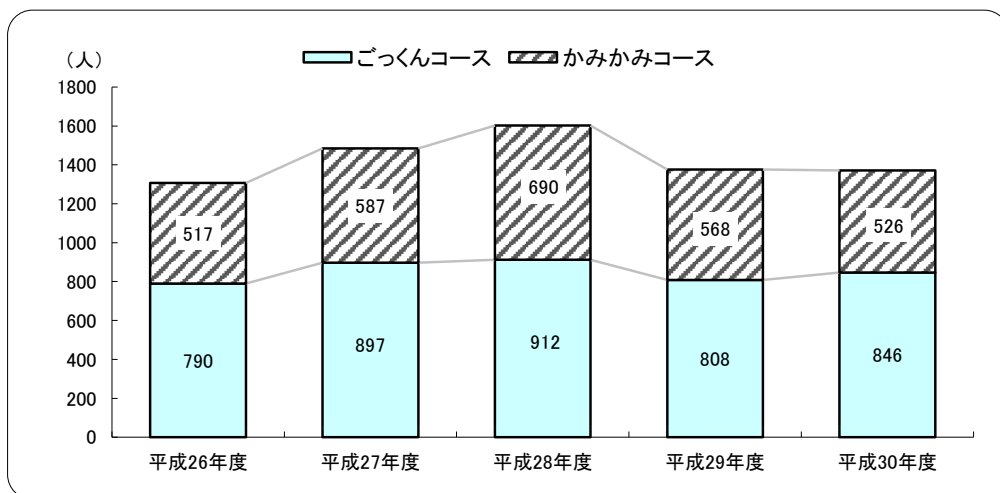


図7 離乳食講習会受講者数の状況

資料:保健センター

注:各コースの対象者

- ・ごっくんコース・・・生後5～6か月前後の乳児を持つ保護者
- ・かみかみコース・・・生後9～11か月前後の乳児を持つ保護者

◆1歳6か月児健診・3歳児健診

1歳6か月児健診・3歳児健診ともに受診率は増加傾向。特に3歳児健診は平成25年度から各保育園、幼稚園において園児に対し受診勧奨をはじめ、以降受診率が伸びています。

表10 1歳6か月児健診の状況

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象児数(人)		3,354	3,462	3,774	3,477	3,359
内科健診	受診児数(人)	3,270	3,400	3,678	3,441	3,265
	()個別内科健診受診児数	(966)	(1,060)	(1,168)	(1,045)	(898)
	受診率(%)	97.5	98.2	97.5	99.0	97.2
歯科健診	受診児数(人)	3,173	3,283	3,574	3,376	3,182
	受診率(%)	94.6	94.8	94.7	97.1	94.7

資料:保健センター

注:内科健診は個別・集団併用方式であるが、歯科健診は集団方式のみである。

表11 3歳児健診の状況

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象児数(人)		3,450	3,595	3,577	3,605	3,766
内科健診	受診児数(人)	3,183	3,242	3,314	3,369	3,478
	()個別内科健診受診児数	(1,951)	(1,931)	(1,897)	(1,969)	(1,977)
	受診率(%)	92.3	90.2	92.6	93.5	92.4
歯科健診	受診児数(人)	2,926	3,081	3,115	3,173	3,320
	受診率(%)	84.8	85.7	87.1	88.0	88.2

資料:保健センター

注:内科健診は個別・集団併用方式であるが、歯科健診は集団方式のみである。

◆育児支援家庭訪問事業

表12 育児支援家庭訪問事業の状況

区分			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
専門的 支援	保護者 に対する こと	実人数(人)	123	109	129	192	140
		延人数(件)	267	288	304	365	308
	子供に対 すること	実人数(人)	247	285	282	322	289
		延人数(件)	499	676	590	594	559
育児・家事等の援助 (訪問)		実人数(人)	25	33	30	27	25
		延人数(件)	223	185	251	178	106

資料:保健センター、家庭児童相談課

(3)各種相談

◆子育て相談(子育て支援コンシェルジュ事業)

のびのび子育てプラザでは専任の相談員を配置し、来館や電話での相談を受けています。また専門職のロビーワーカーや保育士を配置し、利用している親子を見守りながら子育て相談も受けており、相談内容は多岐にわたっています。

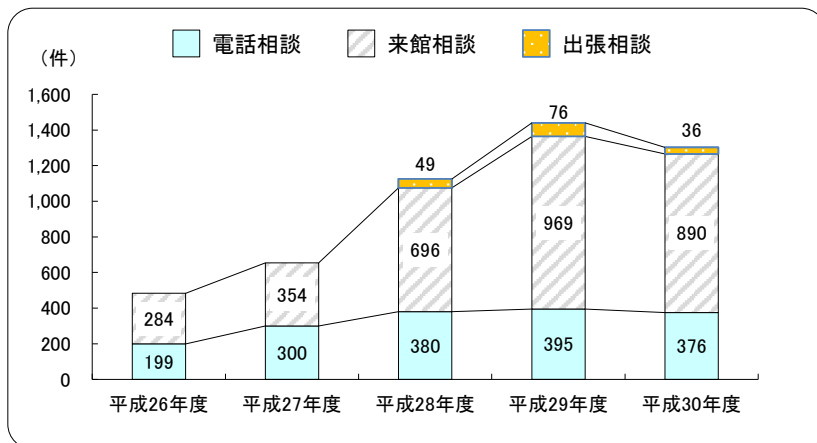


図8 子育て相談件数の推移(平成27年度までは従来の相談件数)

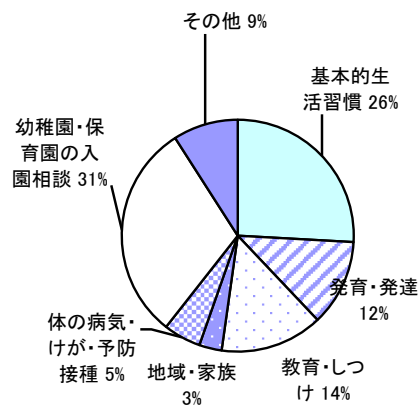


図9 平成30年度相談内容の内訳

資料: のびのび子育てプラザ

◆児童虐待相談

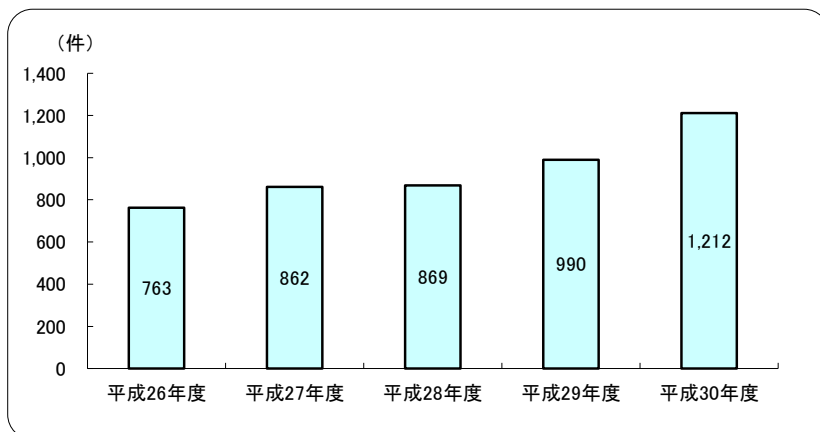


図10 児童虐待相談件数の推移

資料: 家庭児童相談課

◆ひとり親家庭相談

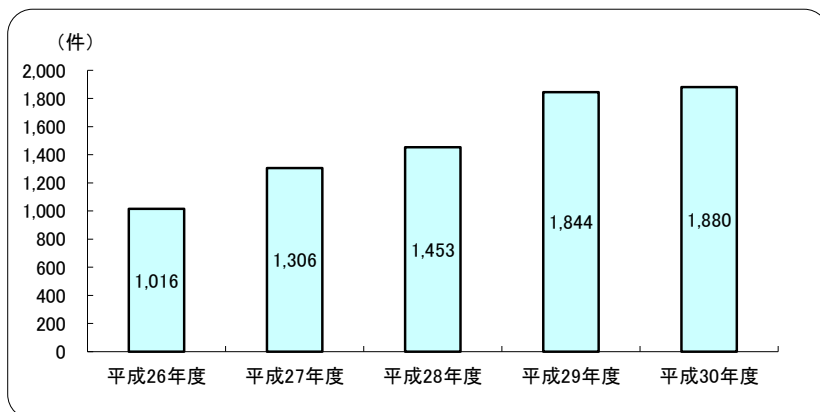


図11 ひとり親家庭相談延回数の推移

資料: 子育て給付課

(4) 保育所等

◆ 保育所等

表13 保育所等数・入所定員・入所児童数の推移

各年度4月1日現在

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保育所等数 (か所)	総数	46	56	65	89	102
	公立	18	18	19	21	25
	私立	28	38	46	68	77
入所定員 (人)	総数	5,172	5,362	5,621	6,268	6,863
	公立	2,112	2,112	2,157	2,247	2,360
	私立	3,060	3,250	3,464	4,021	4,503
入所児童数 (人)	総数	5,448	5,783	6,087	6,532	6,886
	公立	2,197	2,237	2,294	2,332	2,280
	私立	3,251	3,546	3,793	4,200	4,606

資料: 保育幼稚園室

注: 私立は市外保育所含む。

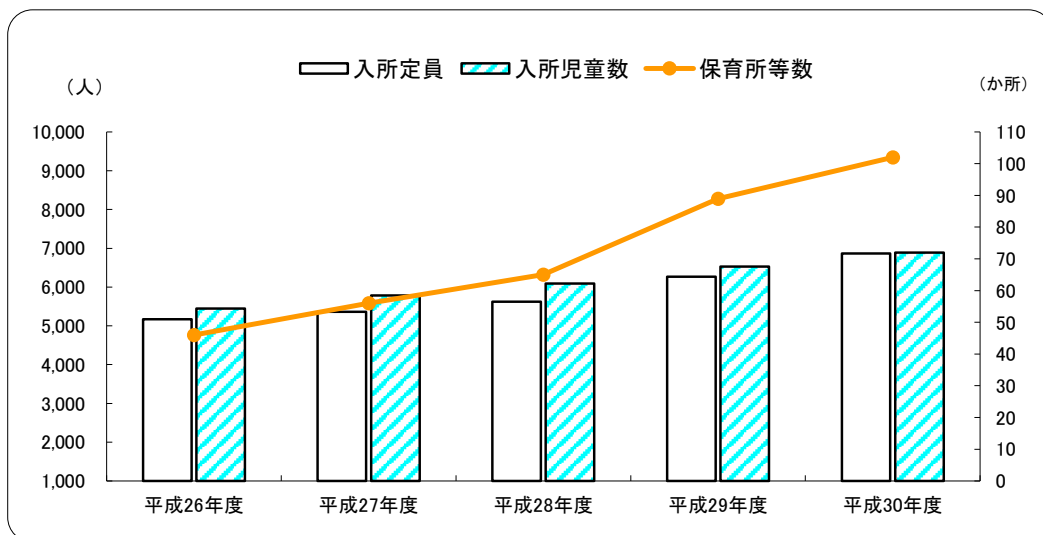


図12 保育所等の状況

各年度4月1日現在

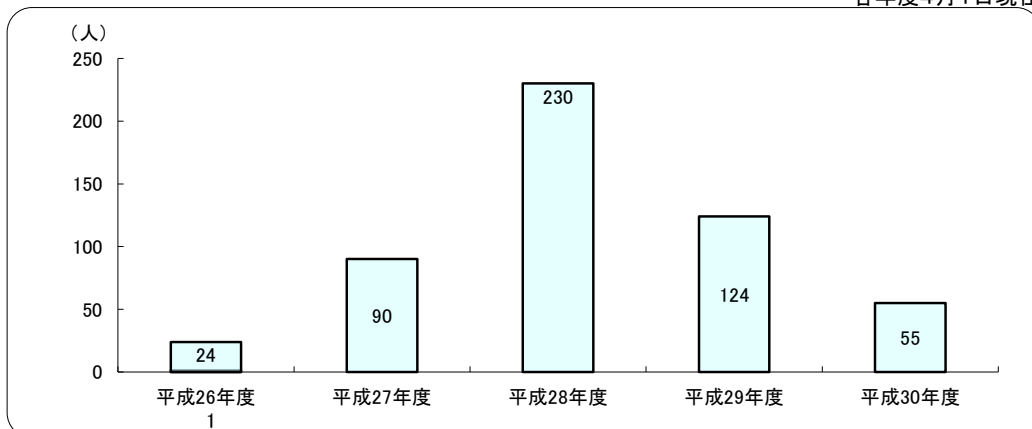


図13 保育所待機児童数の推移

資料: 保育幼稚園室

◆一時預かり(幼稚園以外)

表14 一時預かり利用状況

各年度4月1日現在

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施か所数(か所)		10	11	12	16	16
人数 (人)	総数	1,326	1,323	1,382	1,508	1,502
	非定型	461	303	259	235	319
	緊急保育	120	131	182	81	60
	負担軽減	745	889	941	1,192	1,123
延日数 (日)	総数	9,287	9,162	8,869	9,830	10,607
	非定型	5,104	4,196	3,773	4,194	3,687
	緊急保育	669	590	804	312	297
	負担軽減	3,514	4,376	4,292	5,324	6,623

資料: 保育幼稚園室、のびのび子育てプラザ、子育て支援課

注: 平成27年度から、こども発達支援センター実施分を含む。

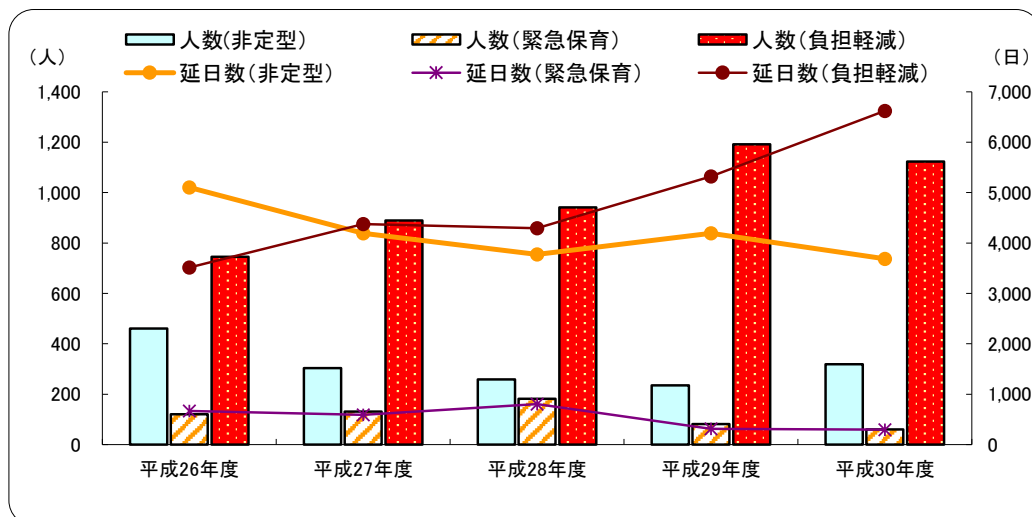


図14 一時預かり利用状況

◆緊急保育

表15 緊急保育利用状況

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人数(人)	63	65	78	78	77
延日数(日)	1,865	2,074	2,027	1,955	2,001

資料: 保育幼稚園室

◆病児・病後児保育

表16 病児・病後児保育利用状況

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施か所数(か所)	3	(注1) 3	3	3	3
人数(人)	539	594	836	831	865
延日数(日)	2,104	2,408	3,320	3,486	3,231

資料:保育幼稚園室

(注1) 平成27年3月末に病児・病後児保育室1か所閉室、平成27年12月病児・病後児保育室1か所開室

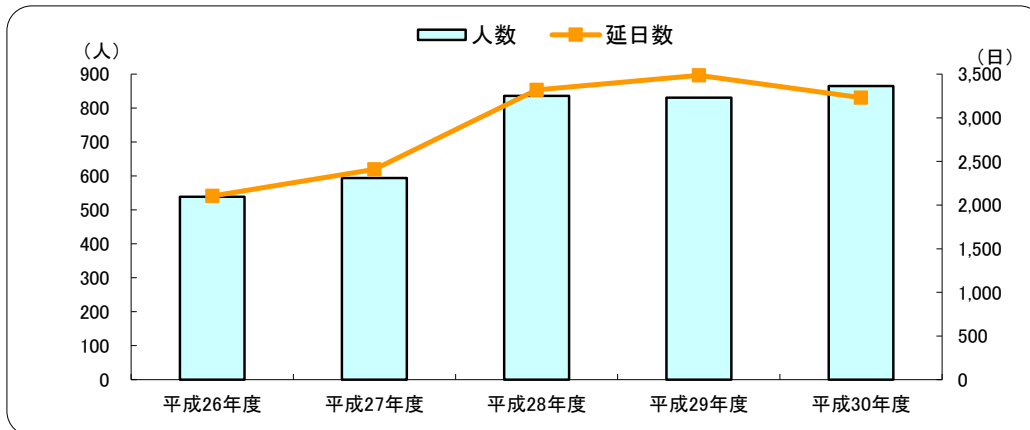


図15 病児・病後児保育利用状況

◆幼稚園

表17 幼稚園在園児の状況 各年度5月1日現在 単位:人

年齢	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
3歳児	1,701	1,813	1,864	1,839	1,982
4歳児	2,291	2,169	2,361	2,230	2,172
5歳児	2,177	2,353	2,226	2,367	2,239
総数	6,169	6,335	6,451	6,436	6,393

資料:保育幼稚園室

注:吹田市内在住者で市外幼稚園在籍者を含む

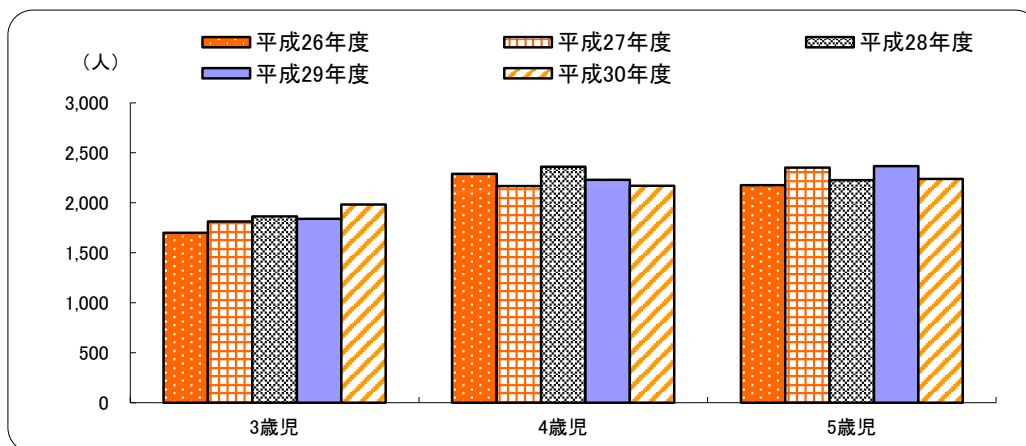


図16 幼稚園在園児の状況

(5) 地域の子育て支援

◆地域子育て支援センター

表18 地域子育て支援センターの状況

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
育児教室(組)	3,638	3,162	3,850	3,031	2,501
育児相談(人)	6,080	6,263	6,133	4,423	4,767
園行事(人)	27,454	31,107	33,879	32,156	26,421
子育てサークル支援(人)	15,745	13,559	13,533	13,257	11,243
園庭開放(人)	12,313	11,910	10,069	9,491	9,120

資料:子育て支援課

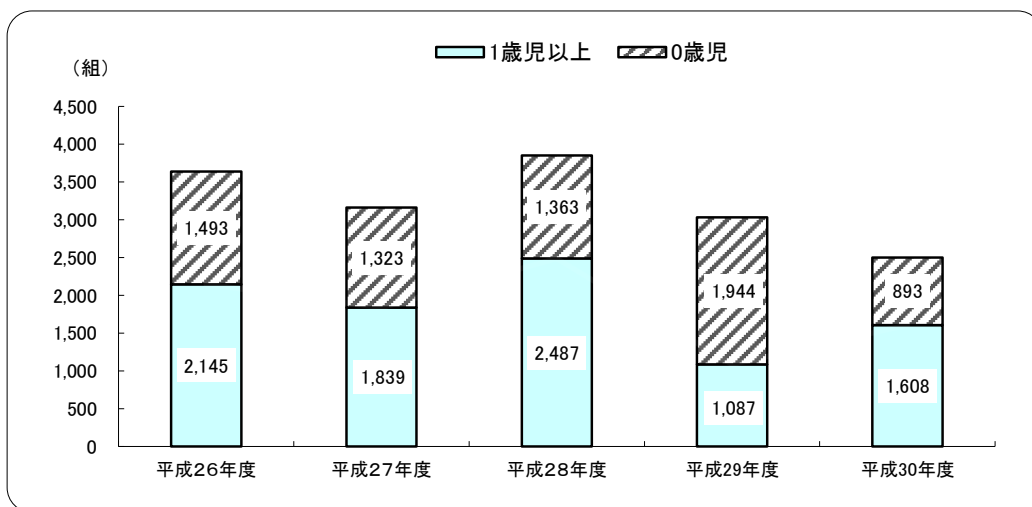


図17 育児教室参加組数の推移

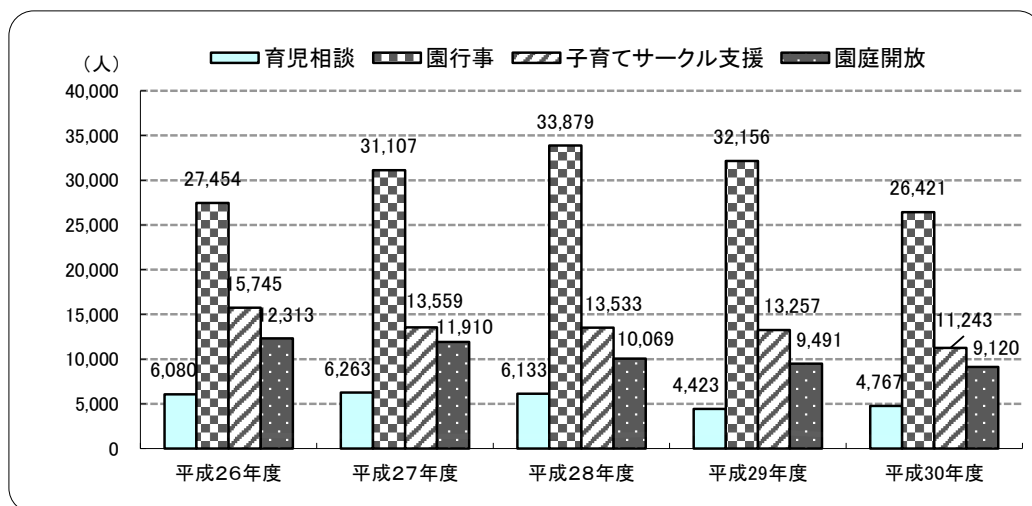


図18 園行事等の参加者数の推移

◆子育て広場

表19 子育て広場開設か所数と利用者数の状況

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開設か所数(か所)		8	8	8	8	8
利用者	世帯数(世帯)	18,103	17,405	18,086	19,119	17,642
	大人(人)	18,203	17,477	18,204	19,216	17,753
	乳幼児(人)	20,780	21,024	21,406	22,107	20,867

資料: 子育て支援課

◆子育てサロン(地区福祉委員会による)

表20 子育てサロン実施か所数

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施か所数	36	36	37	37	37

資料: 社会福祉協議会発行 きらきら

◆児童会館・児童センター

表21 児童会館・児童センターの年齢(3歳区分)別延べ利用者数

単位:人

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
0～2歳	48,595	47,687	51,107	51,639	51,380
3～5歳	34,462	35,334	32,130	35,292	36,123
小学1～3年	82,137	88,755	91,839	92,311	86,454
小学4～6年	63,776	66,492	67,533	61,491	59,083
子ども(計)	228,970	238,268	242,609	240,733	233,040
大人	79,922	79,976	83,842	87,177	87,795
合 計	308,892	318,244	326,451	327,910	320,835

資料:子育て支援課

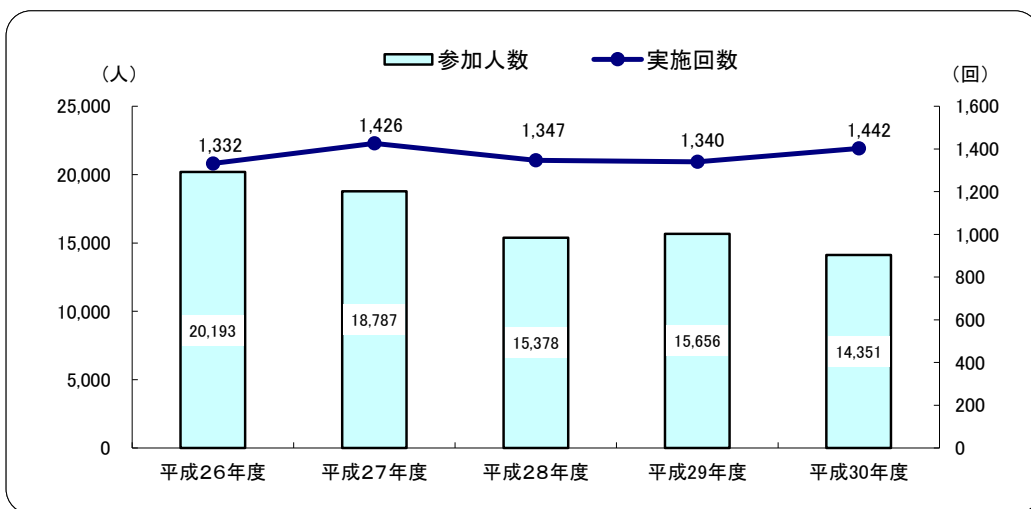


図19 幼児教室実施状況

資料:子育て支援課

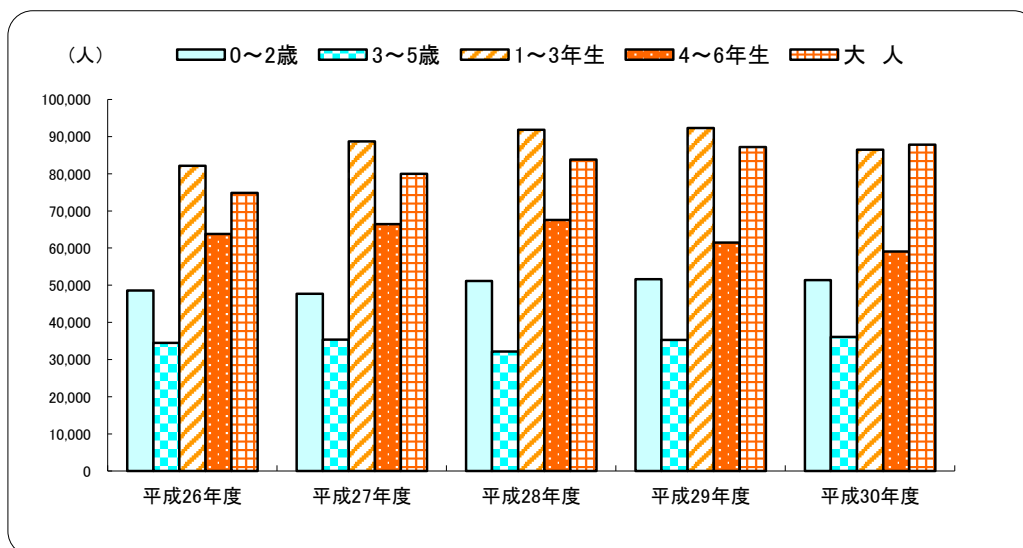


図20 児童会館・児童センター利用者の推移

資料:子育て支援課

◆ファミリー・サポート・センター

表22 ファミリー・サポート・センター事業の状況 各年度末

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
依頼会員(人)	2,037	2,145	1,998	1,510	1,529
援助会員(人)	491	452	399	245	245
両方会員(人)	684	613	521	279	251
活動件数(件)	5,538	5,386	4,864	4,269	4,048

資料: のびのび子育てプラザ

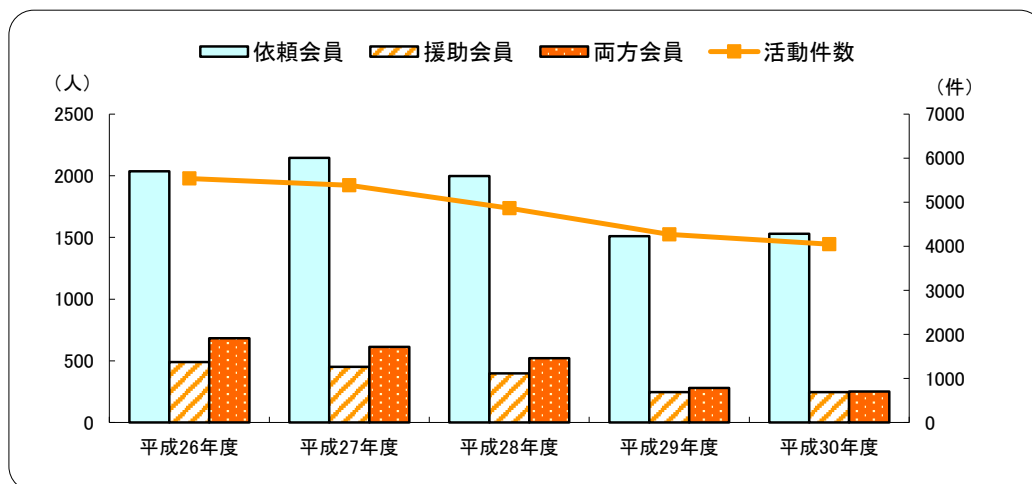
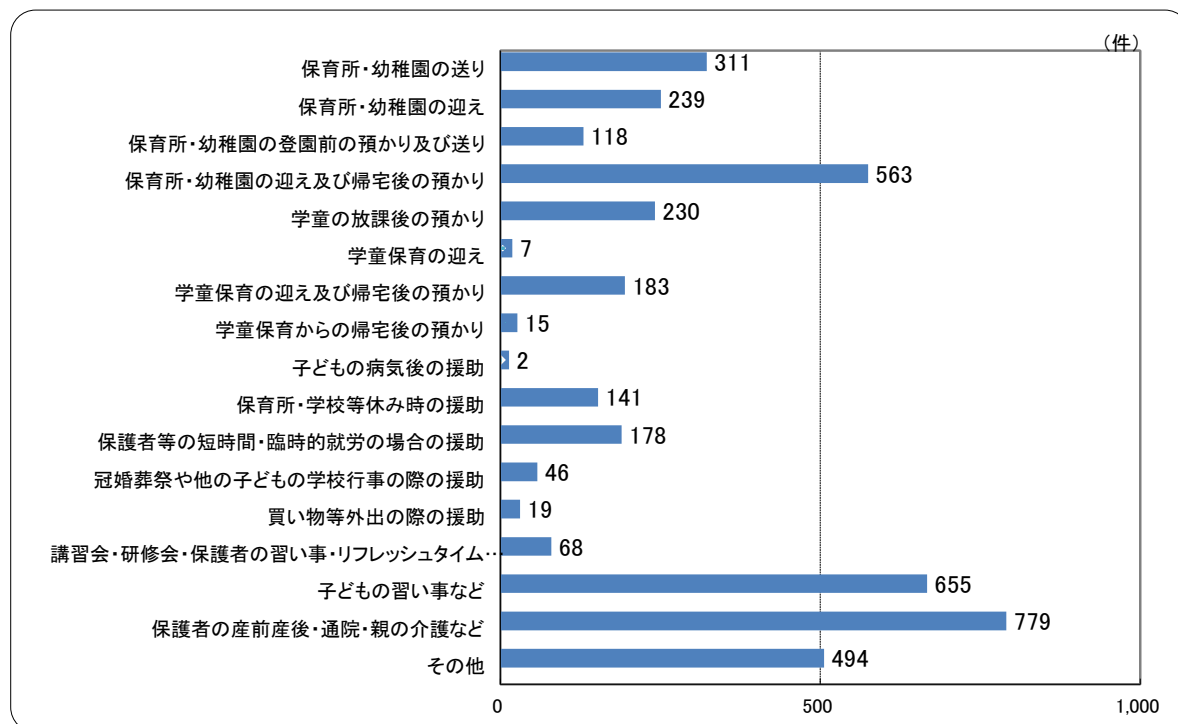


図21 ファミリー・サポート・センター事業の状況



資料: のびのび子育てプラザ

図22 平成30年度 ファミリー・サポート・センター活動内容別件数

◆子育て短期支援事業

表23 ショートステイ・トワイライトステイ事業の状況

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人数 (人)	ショートステイ	6	8	9	13	9
	トワイライトステイ	0	1	0	0	0
延日数 (日)	ショートステイ	47	39	51	66	40
	トワイライトステイ	0	2	0	0	0

資料:家庭児童相談課

※27年度に初めてトワイライトステイ事業の利用がありました。

◆留守家庭児童育成室

各年度3月1日現在

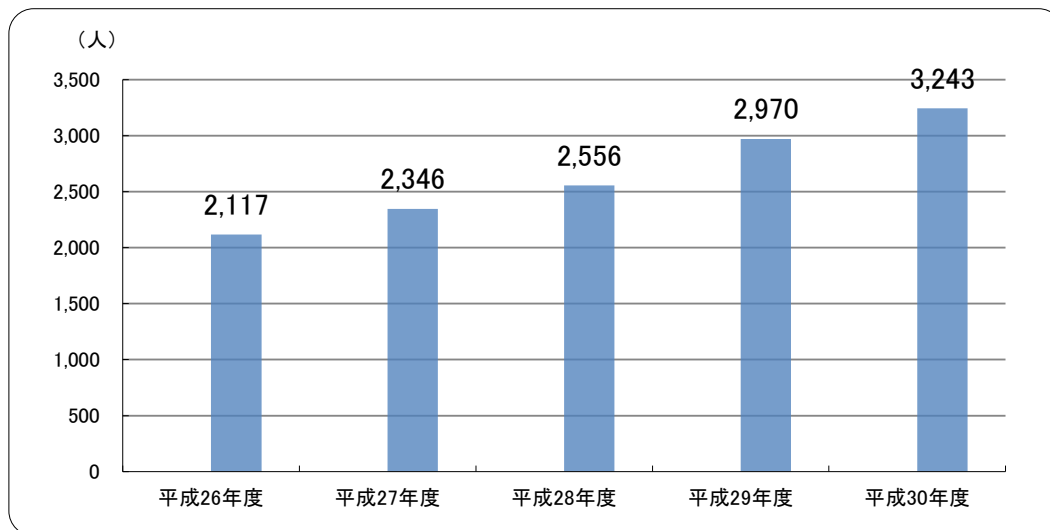


図23 留守家庭児童育成室在籍児童数の推移

資料:放課後子ども育成課

3 教育・保育の確保方策の 進捗状況（平成31年4月1日現在）

(1) JR以南地域、片山・岸部地域(A区域)

ア 確保方策

		箇所数	1号認定 子ども	2号認定子ども		3号認定 子ども
				幼稚園 利用希望	保育所等	
私立保育所等整備		2			72人	48人
小規模保育事業施設等		7				121人
認定こども園 への移行	既存保育所	1	12人			
	既存幼稚園	2	△120人	90人		
	既存幼稚園と既存保育所					
長時間保育	既存幼稚園	1	△39人	39人		
定員変更	既存保育所	2			25人	△5人
	既存幼稚園					
認可外保育施設移行						
計			△147人	129人	97人	164人
				226人		

イ 進捗状況

		箇所数	1号認定 子ども	2号認定子ども		3号認定 子ども
				幼稚園 利用希望	保育所等	
私立保育所等整備						
小規模保育事業施設等		6				102人
認定こども園 への移行	既存保育所	1	12人			
	既存幼稚園	2	△120人	90人		
	既存幼稚園と既存保育所					
長時間保育	既存幼稚園	1	△75人	75人		
定員変更	既存保育所	1			13人	△13人
	既存幼稚園					
認可外保育施設移行						
計			△183人	165人	13人	89人
				178人		

ウ 過不足[アーイ](△が充足)

		箇所数	1号認定 子ども	2号認定子ども		3号認定 子ども
				幼稚園 利用希望	保育所等	
私立保育所等整備		2			72人	48人
小規模保育事業施設等		1				19人
認定こども園 への移行	既存保育所					
	既存幼稚園					
	既存幼稚園と既存保育所					
長時間保育	既存幼稚園		36人	△36人		
定員変更	既存保育所	1			12人	8人
	既存幼稚園					
認可外保育施設移行						
計			36人	△36人	84人	75人
				48人		

(2) 豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域(B区域)

ア 確保方策

		箇所数	1号認定 子ども	2号認定子ども		3号認定 子ども
				幼稚園 利用希望	保育所等	
私立保育所等整備		9			369人	233人
小規模保育事業施設等		13				204人
認定こども園 への移行	既存保育所	3	33人		6人	△6人
	既存幼稚園	4	△402人	195人		19人
	既存幼稚園と既存保育所					
長時間保育	既存幼稚園					
定員変更	既存保育所					
	既存幼稚園					
認可外保育施設移行		2				△12人
計			△369人	195人	375人	438人
				570人		

イ 進捗状況

		箇所数	1号認定 子ども	2号認定子ども		3号認定 子ども
				幼稚園利用 希望	保育所等	
私立保育所等整備		4			189人	113人
小規模保育事業施設等		18			6人	293人
認定こども園 への移行	既存保育所	3	33人		6人	△6人
	既存幼稚園	4	△392人	195人		20人
	既存幼稚園と既存保育所					
長時間保育	既存幼稚園					
定員変更	既存保育所					
	既存幼稚園					
認可外保育施設移行		2				△12人
計			△359人	195人	201人	408人
				396人		

ウ 過不足[アーイ](△が充足)

		箇所数	1号認定 子ども	2号認定子ども		3号認定 子ども
				幼稚園 利用希望	保育所等	
私立保育所等整備		5			180人	120人
小規模保育事業施設等		△5			△6人	△89人
認定こども園 への移行	既存保育所					
	既存幼稚園		△10人			△1人
	既存幼稚園と既存保育所					
長時間保育	既存幼稚園					
定員変更	既存保育所					
	既存幼稚園					
認可外保育施設移行						
計			△10人		174人	30人
				174人		

(3) 山田・千里丘地域、ニュータウン地域(C区域)

ア 確保方策

		箇所数	1号認定 子ども	2号認定子ども		3号認定 子ども
				幼稚園 利用希望	保育所等	
私立保育所等整備		7			330人	170人
小規模保育事業施設等		11				191人
認定こども園 への移行	既存保育所	3	33人		4人	6人
	既存幼稚園	3	△210人	135人		
	既存幼稚園と既存保育所	1	△5人			
長時間保育	既存幼稚園	1	△93人	93人		
定員変更	既存保育所	3			46人	64人
	既存幼稚園	1	△65人			
認可外保育施設移行		1				△16人
計			△340人	228人	380人	415人
				608人		

イ 進捗状況

		箇所数	1号認定 子ども	2号認定子ども		3号認定 子ども
				幼稚園 利用希望	保育所等	
私立保育所等整備		4			186人	134人
小規模保育事業施設等		10				176人
認定こども園 への移行	既存保育所	4	39人		4人	6人
	既存幼稚園	3	△210人	135人		
	既存幼稚園と既存保育所	1	△5人			
長時間保育	既存幼稚園	1	△108人	108人		
定員変更	既存保育所	2			22人	28人
	既存幼稚園	1	△65人			
認可外保育施設移行		1				△16人
計			△349人	243人	212人	328人
				455人		

ウ 過不足[アーイ](△が充足)

		箇所数	1号認定 子ども	2号認定子ども		3号認定 子ども
				幼稚園 利用希望	保育所等	
私立保育所等整備		3			144人	36人
小規模保育事業施設等		1				15人
認定こども園 への移行	既存保育所	△1	△6人			
	既存幼稚園					
	既存幼稚園と既存保育所					
長時間保育	既存幼稚園		15人	△15人		
定員変更	既存保育所	1			24人	36人
	既存幼稚園					
認可外保育施設移行						
計			9人	△15人	168人	87人
				153人		

(4) 全体

ア 確保方策

		箇所数	1号認定 子ども	2号認定子ども		3号認定 子ども
				幼稚園 利用希望	保育所等	
私立保育所等整備		18			771人	451人
小規模保育事業施設等		31				516人
認定こども園 への移行	既存保育所	7	78人		10人	
	既存幼稚園	9	△732人	420人		19人
	既存幼稚園と既存保育所	1	△5人			
長時間保育	既存幼稚園	2	△132人	132人		
定員変更	既存保育所	5			71人	59人
	既存幼稚園	1	△65人			
認可外保育施設移行		3				△28人
計			△856人	552人	852人	1,017人
				1,404人		

イ 進捗状況

		箇所数	1号認定 子ども	2号認定子ども		3号認定 子ども
				幼稚園 利用希望	保育所等	
私立保育所等整備		8			375人	247人
小規模保育事業施設等		34			6人	571人
認定こども園 への移行	既存保育所	8	84人		10人	
	既存幼稚園	9	△722人	420人		20人
	既存幼稚園と既存保育所	1	△5人			
長時間保育	既存幼稚園	2	△183人	183人		
定員変更	既存保育所	3			35人	15人
	既存幼稚園	1	△65人			
認可外保育施設移行		3				△28人
計			△891人	603人	426人	825人
				1,029人		

ウ 過不足[アーイ](△が充足)

		箇所数	1号認定 子ども	2号認定子ども		3号認定 子ども
				幼稚園 利用希望	保育所等	
私立保育所等整備		10			396人	204人
小規模保育事業施設等		△3			△6人	△55人
認定こども園 への移行	既存保育所	△1	△6人			
	既存幼稚園		△10人			△1人
	既存幼稚園と既存保育所					
長時間保育	既存幼稚園		51人	△51人		
定員変更	既存保育所	2			36人	44人
	既存幼稚園					
認可外保育施設移行						
計			35人	△51人	426人	192人
				375人		

(5) 決算額

事業名		決算額	対象施設
私立施設	施設型・地域型保育給付事業 (運営経費)	5,901,724,790円	私立保育所、私立認定こども園、 私立幼稚園、私立小規模保育事業施設等
	保育対策事業 (運営経費)	366,462,240円	私立保育所、私立認定こども園
	特定教育・保育施設等運営助成事業 (運営経費)	455,925,143円	私立保育所、私立認定こども園、 私立幼稚園、私立小規模保育事業施設等
	教育・保育施設安全対策助成事業 (運営経費)	13,262,832円	私立保育所、私立認定こども園、 私立幼稚園
	私立保育所整備費助成事業 (整備経費)	509,720,896円	私立保育所
	小規模保育改修費等支援事業 (整備費用)	44,970,000円	私立小規模保育事業所
	私立認定こども園整備費助成事業 (整備費用)	387,731,000円	私立認定こども園
	認可外保育施設運営支援事業 (運営経費)	17,492,040円	私立認可外保育施設
	保育対応型幼稚園助成事業 (運営経費)	10,200,000円	私立幼稚園
公立施設	公立保育所運営事業 (運営経費)	3,130,767,514円	公立保育所
	公立幼保連携型認定こども園運営事業 (運営経費)	254,470,552円	公立幼保連携型認定こども園
	公立幼稚園運営事業 (運営経費)	883,070,719円	公立幼稚園 公立幼稚園型認定こども園
合計		11,975,797,726円	

実施状況及び効果	今後の課題及び改善点
平成30年度中の確保内容としましては、私立保育所2か所(120名)の創設、小規模保育事業所3か所(57名)を開設、私立幼稚園1か所が認定こども園に移行(60名)により、合計で237名分の2・3号認定の定員枠を新たに確保しました。 待機児童数については、平成30年4月の55人から平成31年4月の22人に減少させることが出来ました。	平成28年4月1日に発生した多くの待機児童の早急解消のため策定した「待機児童解消アクションプラン」により、各種の対策を実施しましたが、保育所等待機児童の解消には至りませんでした。今後は、就学前児童数の推移、要保育率の上昇や待機除外児童の受入などを考慮して、次期の事業計画の策定に取り組んでいきます。

保育利用率 ※平成31年4月1日現在

■3号認定

(単位:人)

	保育利用率	利用児童数	児童数 (3歳未満)
目標値	32%	3,198	9,992
実績値	33%	3,216	9,860

■(参考)2号認定

(単位:人)

	保育利用率	利用児童数	児童数 (3歳以上)
目標値	40%	4,445	11,184
実績値	37%	4,000	10,887

4 地域子ども・子育て支援事業 の実施状況

(1)利用者支援事業

事業内容	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業。			
担当	のびのび子育てプラザ(基本型)、保育幼稚園室(特定型)、保健センター(母子保健型)			
提供区域	3区域			
	市全域	提供施設数		
		AJR以南地域、片山・岸部地域	B豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	C山田・千里丘地域、ニュータウン地域
提供目標(施設数)	4	1	1	2
実績(施設数)	4	1	1	2
決算額	10,531,603円			
実施状況及び効果(平成30年度)			今後の課題及び改善点	
(基本型) 平成28年度からのびのび子育てプラザで事業を開始しました。専任の相談員を配置し、毎日(週7日)、来館や電話、メールでの相談を受け、状況に応じて保健センター等、関係機関と連携を取り支援を行っています。また、より身近な場所で相談ができるよう「すくすく赤ちゃんクラブ」等への出張相談を行うとともに、平成29年11月から高野台のびのびルームを開設し週1回出張相談会を開催しました。事業の周知が進み、電話や来館での相談が増え相談内容も多岐にわたっています。 (特定型) 平成29年6月から保育幼稚園室で専任の相談員を配置し、保育所等の入園に関する相談及び保育所等の利用申込の受付を行いました。 (母子保健型) 平成28年10月から保健センター及び保健センター南千里分館において、妊娠届出時の妊婦の全数面接を実施し、妊婦に対し母子保健事業等の情報提供を行ったり、妊娠、出産にかかる相談に応じています。今年度からは母子保健事業として産婦健康診査や産後家事支援事業を開始し、産後の支援の充実を図りました。また、吹田版ネウボラ連携会議を2回実施し、関係部局の連携や支援体制の強化を図りました。			(基本型) 相談に応じて適切な支援が出来るよう情報収集に努めるとともに、吹田版ネウボラ連携会議の定期開催で関係機関との連携強化をすすめます。 (特定型) 多様な教育・保育施設や事業がある中で、利用者に適切なメニューを確実に、円滑に利用できるよう情報収集に努めます。 (母子保健型) 相談に応じて適切な支援ができるよう情報収集に努めるとともに、関係機関や関係部局との連携や情報交換を進め、吹田版ネウボラのさらなる充実を図っていきます。保健センターでは平成29年度から、妊娠期から子育て期にかけて様々な事業を開始してきたため、今後はこれらの事業や子育て支援事業等を有機的に活用し、より充実した支援に取り組んでいきます。	

(2)地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。						
担当	子育て支援課、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室						
提供区域	6区域						
提供体制等	公立保育所、私立保育所・認定こども園、のびのび子育てプラザ、子育て広場						
	市全域	提供区域別					
		aJR以南地域	b片山・岸部地域	c豊津・江坂・南吹田地域	d千里山・佐井寺地域	e山田・千里丘地域	fニュータウン地域
提供目標(人日)	124,801	8,245	12,287	8,383	19,601	40,503	35,782
実績(人日)	122,383	7,951	10,762	8,814	20,870	37,708	36,278
決算額	47,037,374円						
実施状況及び効果(平成30年度)					今後の課題及び改善点		
育児教室や子育て相談、サークル活動支援等を通じて、在宅での子育て中の親子への支援を進めました。 のびのび子育てプラザでは、育児不安や負担が高くなる産後2か月からを対象とした親子教室の定例開催や年齢別親子教室、父親親子教室等を開催して支援に努めました。 身近な地域での取組を進めながら、仲間づくりや子育ての悩みの軽減、虐待の予防につながる支援に努めました。					育児への不安や負担感の高くなる1歳未満の赤ちゃんを子育て中の保護者への支援の更なる充実を進める必要があります。 在宅での子育て中の親子のニーズに合った事業となるよう事業の充実を図ります。		

(3)妊婦健康診査

事業内容	妊婦ならびに胎児の健康管理を行い、安心・安全な出産ができる体制の確保を目的とした事業。健康診査の内容としては、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施。		
担当	保健センター		
提供区域	吹田市全域		
提供体制等	府内の協力医療機関、助産院で実施。府外で受診した場合は償還払いで対応。		
	人数	回数	
量の見込み (人)(回)	3,282	45,948	
実績(人)(回)	3,173	39,524	
決算額	289,903,085円		
実施状況及び効果(平成30年度)		今後の課題及び改善点	
妊婦健診については平成21年度に公費回数を14回に、平成26年11月から公費負担上限を101,560円に拡充し実施しています。引き続き妊婦の健康管理や、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の実施に向け、協力医療機関と連携し、支援に努めます。		妊娠届出時の妊婦面接で、妊婦健診の定期受診の必要性を伝え、受診率の向上を図ります。また、未受診妊婦や飛び込み出産を未然に防ぐため、望まぬ妊娠等の相談窓口(妊娠SOS)の周知や、医療機関等との連携の強化を図り、支援の必要な妊産婦の把握に努めます。	

(4)乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。		
担当	家庭児童相談課		
提供区域	吹田市全域		
提供体制等	民生・児童委員、主任児童委員		
	面会件数	対象件数	
量の見込み(人)	3,282	3,282	
実績(件)	1,810	3,208	
決算額	221,170円		
実施状況及び効果(平成30年度)		今後の課題及び改善点	
民生・児童委員、主任児童委員が各家庭を個別に訪問し、子育てに関する相談や情報提供、乳児及び保護者の心身の様子や養育環境の把握を行いました。また事業を通し、地域での見守りや子育てを支援することで、孤立を防ぎ虐待予防にもつながっています。		家庭訪問における面談率の向上と家庭訪問時の不在家庭へのフォロー方策について検討が必要です。	

(5-1) 養育支援訪問事業

事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。		
担当	保健センター、家庭児童相談課		
提供区域	吹田市全域		
提供体制等	保健師、育児支援家庭訪問員		
量の見込み(人)	441		
実績(人)	892		
決算額	9,499,306円		
実施状況及び効果(平成30年度)		今後の課題及び改善点	
若年の妊産婦や産後うつ、虐待のおそれがあるなど、養育上の困難を抱える家庭や、乳幼児健診未受診児に対し、保健師が訪問を行い、継続的な支援を実施しています。 平成28年度から妊娠届出時の妊婦の全数面接を実施しており、妊娠期から支援の必要な妊婦の早期把握と、妊娠期からの訪問の充実に努めています。 また、子供の養育に不安を抱える家庭を育児支援家庭訪問員が訪問し、直接支援や助言を行うことで、育児ストレスの軽減やスキルの向上、虐待の未然防止が図られています。平成30年度は25人に育児支援家庭訪問員が106回訪問しました。		産後ケア事業や産後家事支援事業など妊娠期から子育て期にかけて利用できる事業が増えてきており、必要な家庭に、適切な支援を導入できるよう、子育て支援事業等とも連携し、支援に努めます。 支援を必要としている家庭を把握するため、関係機関との連携に努めるとともに、養育者の多様なニーズに対応していくため、育児支援家庭訪問員の専門性を高める必要があります。	

(5-2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業内容	児童虐待防止ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)内の情報共有と支援内容の協議、専門性向上のための研修や市民への啓発の取組など地域全体で連携を強化し、児童虐待を防止し、発生を予防する事業。		
担当	家庭児童相談課		
提供区域	吹田市全域		
実績(回)	代表者会議	1	
	実務者会議	28	
	個別ケース検討会議	130	
	講演会	1	
決算額	3,654,181円		
実施状況及び効果(平成30年度)		今後の課題及び改善点	
児童虐待に関する相談や通告への対応を行うとともに、児童虐待防止ネットワーク会議の事務局として関係機関と連携し、支援方針の検討や役割分担を行い、児童虐待の改善や重症化防止を図っています。また児童虐待防止推進月間の11月に講演会を開催するなど、啓発活動にも取り組んでいます。		児童虐待に関する相談件数は年々増加し、さらに様々な課題が複雑に絡み合っているため、児童虐待防止ネットワーク会議を通して関係機関との連携をより一層強化するとともに、専門職員の配置や研修を通して相談員のスキル向上を図るなど、相談体制の強化・見直しが必要です。	

(6)子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。		
担当	家庭児童相談課		
提供区域	吹田市全域		
提供体制等	児童養護施設、乳児院		
	合計	ショートステイ	トワイライトステイ
量の見込み(人日)	50	50	0
実績(人日)	40	40	0
決算額	353,550円		
実施状況及び効果(平成30年度)		今後の課題及び改善点	
保護者の疾病や仕事などの緊急時だけでなく、レスパイトとしても利用希望があり、育児負担の軽減や虐待予防に寄与しています。平成30年度は9人で延べ40日もの利用があった。		本事業の利用にあたっては施設の空き状況等によって、利用が困難なことがあるため、他のサービス利用等を含め、利用枠の拡大などを検討する必要があります。	

(7)ファミリー・サポート・センター事業

事業内容	乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。		
担当	のびのび子育てプラザ		
提供区域	吹田市全域		
提供体制等	のびのび子育てプラザ		
就学前児童 量の見込み(人日)	3,169		
就学前児童 実績(人日)	2,913		
就学児童 量の見込み(人日)	1,695		
就学児童 実績(人日)	1,135		
決算額	6,475,710円		
実施状況及び効果(平成30年度)		今後の課題及び改善点	
3年ごとの会員の更新を行うことで会員数は減少しましたが、広報活動を進め、出張による入会講習会を開催したことで、新規会員はわずかではありますが増加し、援助を希望する会員の依頼にはほぼ対応することができています。		積極的に広報活動を行うとともに引き続き出張での講習会を開催し、援助会員の拡大につなげます。また、早く援助活動が始められるように必須講座の受講方法等の検討を進めます。	

(8)一時預かり事業

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業						
担当	子育て支援課、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室						
提供区域	6区域						
提供体制等	幼稚園	年間の一時預かり実施日数…213日					
	幼稚園以外	公立保育所、私立保育所、認定こども園、のびのび子育てプラザ、小規模保育施設等					
	市全域	提供区域別					
		aJR以南地域	b片山・岸部地域	c豊津・江坂・南吹田地域	d千里山・佐井寺地域	e山田・千里丘地域	fニュータウン地域
幼稚園 提供目標(人日)	172,704	1,645	34,708	18,773	26,708	25,741	65,129
幼稚園 実績(人日)	16,841	1,197	2,790	2,528	3,436	4,417	2,473
幼稚園以外 提供目標(人日)	12,718	1,368	631	2,777	1,853	2,110	3,979
幼稚園以外 実績(人日)	10,607	1,030	558	3,516	1,109	930	3,464
決算額	76,815,396円						
実施状況及び効果(平成30年度)				今後の課題及び改善点			
「幼稚園」については、公立幼稚園7か所、公立認定こども園9か所、私立認定こども園3か所で実施しました。 「幼稚園以外」については、私立認定こども園2か所、私立保育所4か所、小規模保育施設3か所、公立保育所4か所、のびのび子育てプラザ、豊一児童センター、こども発達支援センターの計16か所で実施しました。 のびのび子育てプラザでは、より多くの市民が利用できるよう予約受付時間の延長や予約方法等の見直しと、新規の人が利用しやすいように工夫したことで利用者も増えています。 本事業は、子育て世帯の就業支援及び育児負担の軽減等につながっています。				多様化する保育ニーズを受け、今後も本事業の重要性は一層高まるものと予想されます。さらに多くの市民が利用できるよう実施施設数を増やすなど、提供量を確保するため、引き続き事業の充実に努めます。			

(9)延長保育事業

事業内容	保育の必要性のある子どもについて、通常の利用日及び利用時間外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。			
担当	保育幼稚園室			
提供区域	3区域			
提供体制等	A区域	幼稚園が認定こども園に移行3、小規模保育施設整備4		
	B区域	幼稚園が認定こども園に移行5、小規模保育施設整備4		
	C区域	幼稚園が認定こども園に移行3、私立保育所整備、小規模保育施設整備6		
	市全域	提供区域		
		AJR以南地域、片山・岸部地域	B豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	C山田・千里丘地域、ニュータウン地域
提供目標(人)	4,037	790	1,518	1,729
実績(人)	3,441			
実績(人日)	208,932	47,785	51,249	109,898
決算額	64,054,274円			
実施状況及び効果(平成30年度)			今後の課題及び改善点	
保育所44か所・認定こども園10か所・小規模保育事業所42か所の計96か所のうち、私立保育所10か所・私立認定こども園1か所・私立小規模保育事業所8か所の計19か所で30分延長を、公立保育所16か所・公立認定こども園1か所・私立保育所16か所・私立認定こども園8か所の計41か所で1時間延長を、私立保育所2か所で2時間以上の延長保育を実施しました。			小規模保育事業所については、利用人数が少なく、延長保育事業を実施しても経費に見合った補助金の受給が困難なことから、延長保育事業の実施に消極的な施設が多くあるため、今後、延長保育の共同保育の実施などにより、保育ニーズにあった延長保育を進めていきます。	

(10) 病児保育事業

事業内容	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。			
担当	保育幼稚園室			
提供区域	3区域			
	市全域	提供区域		
		AJR以南地域、片山・岸部地域	B豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	C山田・千里丘地域、ニュータウン地域
病児・病後児対応型				
提供目標(人)	6,500	1,200	2,400	2,900
実績(人日)	3,231	0	1,258	1,973
定員(人日)	4,100	0	1,200	2,900
提供施設数	3	0	1	2
体調不良児対応型				
提供目標(人)	6,800	1,878	2,097	2,432
実績(人日)	7,691	1,634	3,229	2,828
定員(人日)	7,691	1,634	3,229	2,828
提供施設数	34	8	12	14
決算額	124,708,048円			
実施状況及び効果(平成30年度)			今後の課題及び改善点	
病児・病後児対応型では、事業の周知も進み、利用者も年間3千人を超えています。体調不良児型では、昨年度より4か所提供施設数が増え、公立保育所16か所、公立認定こども園1か所、私立保育所10か所、私立認定こども園4か所、私立小規模保育事業所3か所で実施しました。			病児・病後児対応型については、市民ニーズの高まりを受け、平成31年1月に見直した子ども子育て支援計画に基づき、令和元年度中に6か所を整備していきます。	

(11)放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

事業内容	保護者が昼間家庭にいない児童(小学生)を対象に、小学校の専用教室や余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業					
担当	放課後子ども育成課					
提供区域	36区域(小学校区)					
提供目標(人)	市全域	3,655				
	うち 吹一	64	うち 岸一	46	うち 南山田	231
	吹二	84	岸二	114	西山田	63
	吹三	129	豊一	197	北山田	106
	東	53	豊二	106	千里丘北	102
	南	144	江坂大池	51	佐竹台	145
	吹六	60	山手	107	高野台	41
	千一	160	片山	115	津雲台	98
	千二	147	山一	88	古江台	94
	千三	119	山二	100	藤白台	103
	千里新田	90	山三	65	青山台	28
	佐井寺	71	山五	64	桃山台	126
	東佐井寺	73	東山田	215	千里たけみ	56
実績(人) ※3月1日現在在籍数	市全域	3,243				
	うち 吹一	60	うち 岸一	38	うち 南山田	213
	吹二	57	岸二	91	西山田	70
	吹三	106	豊一	181	北山田	88
	東	52	豊二	77	千里丘北	107
	南	105	江坂大池	41	佐竹台	134
	吹六	49	山手	102	高野台	42
	千一	121	片山	110	津雲台	101
	千二	137	山一	62	古江台	83
	千三	111	山二	98	藤白台	80
	千里新田	92	山三	69	青山台	36
	佐井寺	68	山五	49	桃山台	134
	東佐井寺	62	東山田	158	千里たけみ	59

定員(人)	市全域	3,757				
	うち 吹一	75	うち 岸一	40	うち 南山田	240
	吹二	80	岸二	120	西山田	80
	吹三	120	豊一	180	北山田	120
	東	80	豊二	80	千里丘北	120
	南	120	江坂大池	40	佐竹台	160
	吹六	80	山手	102	高野台	40
	千一	120	片山	120	津雲台	115
	千二	160	山一	80	古江台	80
	千三	120	山二	105	藤白台	100
	千里新田	120	山三	80	青山台	40
	佐井寺	80	山五	80	桃山台	160
	東佐井寺	80	東山田	160	千里たけみ	80
決算額	1,219,362,339円					
実施状況及び効果(平成30年度)			今後の課題及び改善点			
保育の担い手を確保するため、平成30年4月から新たに佐井寺、山五、北山田、藤白台及び桃山台留守家庭児童育成室の運営業務委託を実施し、児童の健全育成を図りました。			平成29年度から入室対象児童を4年生まで拡大しましたが、想定を超える児童数増加もあり施設・指導員の人材確保や育成が困難となっているため、事業計画を見直し、当分の間は4年生までの受入に専念し、5年生・6年生までの拡大は延期することとしました。高学年の放課後の居場所について、総合的な検討が必要です。 今後安定的な育成室運営を行いつつ、対象学年の更なる拡大や開室時間の延長等の社会的ニーズに対応していくためには、施設整備・指導員確保に努めると同時に、民間事業者への運営業務委託を着実に進めていく必要があります。			

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	支給認定保護者の世帯の状況を勘案し、行事費などの費用等について支援を行う事業。
担当	保育幼稚園室
提供区域	吹田市全域
	未実施

(13)多様な主体の参入促進事業

事業内容	保育の受け皿拡大のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育事業などの設置を促進していくことが必要となるが、新たに開設された施設や事業の運営が軌道に乗り、保護者や関係機関との連携体制が構築されるなど、質の高い保育が安定的継続的に行われるよう、市が一定の支援を行う事業。
担当	保育幼稚園室
提供区域	吹田市全域
決算額	4,707,442円
実施状況及び効果(平成30年度)	
平成27年度から新規開設した小規模保育事業施設38か所を、保育士園長OBが巡回し、相談・助言を行いました。保育内容や保護者対応等の相談・助言を通して、質の高い保育を提供することに寄与することができました。	
今後の課題及び改善点	
開設から3年目になる施設も継続的に巡回することで、引き続き質の高い保育を提供することに努める必要があります。	

5 教育・保育の一体的提供及び 教育・保育の推進に関する体制 の確保の実施状況

(1) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援について

ア 的確な情報提供

各地域の就学前児童の数や、教育・保育施設等の利用状況を把握し、それぞれの地域の実情についての的確に情報提供を行い、円滑な移行を促進します。

イ 相談体制の確保

幼稚園から認定こども園へ移行するにあたり、移行する認定こども園の類型等や、国や府の財政支援がある場合は、その活用について助言します。また、市に認定こども園の相談窓口として担当職員を設定し、移行を検討している施設からの相談体制を確保します。

	実施状況及び効果（平成30年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
ア 的確な情報提供	認定こども園への移行を円滑に進めていけるよう、様々な情報提供を行い、認可・認定権限のある大阪府と連携し、平成28年4月までに7か所、平成29年4月に2か所及び平成31年4月に1か所の計10か所の私立保育所が認定こども園に移行しました。また、平成31年4月に1か所の幼稚園が認定こども園に移行しました。	幼稚園から円滑に認定こども園に移行できるように支援していくことが必要です。	保育幼稚園室
イ 相談体制の確保	認定こども園への移行に向け、整備補助金の活用についての助言を含めた相談体制を確立してきました。	認定こども園に移行する施設が1年に集中した場合の相談体制の構築が課題です。	

(2) 地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方について

ア 幼稚園の活用

本市では、市内全域が市街化区域であり、保育所等の用地確保が困難な状況であること、また、少子化が今後進行することが予想されることから、待機児童対策については、既存施設の活用が極めて重要な位置を占めています。幼稚園が認定こども園へ移行することにより、地域型保育事業の連携施設として、3歳児からの受け入れ先の確保ができるほか、待機児童の多い3号認定子どもの受け入れ枠の拡充も可能であり、待機児童対策としての大きな効果が期待できます。

イ 一時預かり事業（幼稚園型）の充実

認定こども園への移行促進策については、国の補助金等の活用により、幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型）の充実により長時間保育を促進し、認定こども園への移行にむけた環境整備を行うとともに、整備や改修に係る国の補助金を活用し、施設整備においても支援を行います。

ウ 市内における施設の配置

各地域にバランスよく認定こども園が配置され、市内のどの地域においても、親の就労状況に拘わらず、質の高い教育・保育を受けることができる環境を構築します。

	実施状況及び効果（平成30年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
ア 幼稚園の活用	市立幼稚園の認定こども園への移行により、2号認定子どもの受け入れ枠の確保を進めてきました。 また、私立幼稚園による小規模保育事業の実施により、3号認定子どもの受け入れ枠の確保を進めてきました。加えて、私立幼稚園が常態的に長時間の預かり保育を行う場合を支援し、2号認定子どもの受入れの促進を図りました。	私立幼稚園の認定こども園への移行については、事務負担の増などから移行がほとんど進んでいないことから、認定こども園への移行の前段階として、長時間預かり保育の支援策などの活用を促し、2号認定子どもの受入れ環境を整えていく必要があります。	保育幼稚園室
イ 一時預かり事業（幼稚園型）の充実	市立幼稚園において、長期休業中を含めた幼稚園型一時預かり事業を進めることで、幼稚園での長時間保育を進めてきました。	私立幼稚園については、認定こども園を含めた新制度への移行を進めていく必要があります。	
ウ 市内における施設の配置	市立幼稚園においては、北部と南部でバランスよく認定こども園化を行いました。	まず、私立幼稚園に長時間保育を実施する環境を整える必要があります。	

(3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修等に対する支援について

- ア 合同研修の実施
教育標準時間児と保育標準時間児・保育短時間児を合同で保育する認定こども園の特徴を活かした園づくり、園運営が行えるよう合同研修を行うなどの支援を行います。
- イ 人的交流の促進
認定こども園では、保育士と幼稚園教諭がそれぞれの教育・保育についての共通理解を深めることが必要であり、人的交流を促進します。
- ウ 人材の育成
幼保連携型認定こども園教育・保育要領で求められている、質の高い教育保育や子育て支援、保護者支援等に役立つ研修を実施し、保育士や幼稚園教諭一人ひとりの資質の向上を図り、人材育成に努めます。
- エ 施設長の能力の向上
認定こども園の施設長として求められる、マネジメント能力やコーディネート能力を高めるための支援を行います。

	実施状況及び効果（平成30年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
ア 合同研修の実施	保育所と幼稚園の園長や園長代理が課題となることを出し合い、認定こども園の教育保育が高められるような研修を行いました。	新保育所指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に即した質の高い教育・保育を目指した研修を行います。	保育幼稚園室
イ 人的交流の促進	4月に開園した幼保連携型認定こども園において保育士と幼稚園教諭が一緒に教育・保育を行いました。また、より充実した行事や教育・保育を行うために交流を行いました。	保育所や幼稚園から認定こども園への研修を行い、良さや課題を共有し、共にこども園の教育保育について考える機会をもちます。	
ウ 人材の育成	保育所や幼稚園の研修をお互いが受けられるように、研修を行いました。	保育所や幼稚園の行事や、シフト勤務があることにより互いの研修に参加しにくかったため、年間計画を早い時点で示し、研修に参加できるようにすることで人材育成に努めます。	
エ 施設長の能力の向上	園長としての研修を実施しました。	今後も引き続き、園の運営責任者としての資質を身に付ける研修を受けるよう努めます。	

(4) 質の高い教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方と推進方策について

- ア 幼児期の教育・保育の意義
乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、この時期に一人ひとりの子供の健やかな育ちを等しく保障することが必要であることから、より良質な教育・保育を提供することで、豊かな人間形成が可能となる環境を整えます。
- イ 推進方策
認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援新制度の中核的な役割を担う施設であり、不足する保育の需要については、地域によっては認定こども園又は保育所の整備で確保していきます。
一方、地域型保育事業は、地域の実情に応じた施策を担うものであり、本市では、3歳未満の待機児童が多く、3歳未満に特化した質の確保された保育を量的に拡充していく観点から、小規模保育事業はA型のみ、事業所内保育事業はB型以外で実施します。
両者が相互補完し協力することに対し、市が一定の調整機能を果たすことにより、教育・保育の量の確保と質の充実を図ります。
- ウ 私立施設と公立施設の配置
私立と公立が市域にバランスよく配置され、教育・保育の提供において、それぞれの役割が果たせるよう、民間活力導入時には地域等に配慮します。

エ 推進状況の確認

乳幼児期の教育・保育について、有識者、事業者、保護者代表、行政等による情報交換を行い、推進状況等についての意見をいただき、吹田市に育つ子どもたちへのより良質な教育・保育の提供について検討します。

	実施状況及び効果（平成30年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
ア 幼児期の教育・保育の意義	質の高い教育・保育を提供できるよう、研修を受講する等、質の向上に努めました。 また、私立幼稚園の保護者に就園奨励費補助金等により、幼児の就園を促進しました。	研修の充実と子どもの状況にあった教育・保育の選択ができるように、更なる保育の量の提供に努めます。 また、新保育指針・教育要領など整合性を図ります。	保育幼稚園室
イ 推進方策	私立保育所を2か所、小規模保育事業所を3か所を整備し、認定こども園に1か所移行しました。また、私立幼稚園が長時間保育を実施できるよう補助を行いました。	長時間保育を実施できる私立幼稚園が増加するよう補助を活用します。	
ウ 私立施設と公立施設の配置	市立保育所の民営化は地域バランスを考慮して進めています。	保護者に対して丁寧な説明に努める必要があります。	
エ 推進状況の確認	幼児教育の点検評価について、学識経験者や地域の福祉関係者の意見を聞きました。	各施設においては、施設の自己評価だけでなく、幼稚園評議委員を委嘱し、外部からの意見を取り入れた評価も検討します。	

（５）地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方と主な事業の推進方策について

ア 切れ目のない支援

施設型給付・地域型保育給付や多様な地域子ども・子育て支援事業を重層的に行うことにより、妊娠・出産から学齢期まで、切れ目のない多様な子育て支援を行います。関係所管が連携し、計画的に質の向上と量の拡充に努めます。

イ 利用者支援

多様な子育て需要に対応するため、子ども・子育て支援新制度では多様な施設・事業類型が制度化されています。子どもや保護者、妊娠している方が、その置かれている環境に応じて自分に合ったサービスを選択し、良質な教育・保育や子育て支援が受けられるよう、拠点において市が情報提供を行うとともに、必要に応じて相談・助言等などの利用者の支援を行います。

ウ 地域子育て支援

子育てに対する親の不安や孤独感を和らげ、子どもを産み育てることに喜びが感じられるよう、育児教室の開催や身近な場所での子育て相談などが受けられる環境を整えるとともに、親同士が仲間づくりのできる交流の場を設けます。また、育児の負担感を和らげるため、子どもを一時的に預かるなどの支援を行います。

エ 一時預かり

幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型）を拡充し、実施か所の増加を図るとともに、幼稚園以外の一時預かり事業も、地域型保育事業所等で実施か所の増加により拡充します。

オ 放課後児童クラブ

就学前からの切れ目のない子育て支援が行えるよう、地域ごとの実情に応じた施設整備を進めます。また、開所時間を延長するとともに6年生までの対象学年の拡大を行います。

	実施状況及び効果（平成30年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
ア 切れ目のない支援	各担当所管で、妊娠している方や子育て中の保護者の相談に応じ、必要に応じて関係所管が連携し、切れ目のない多様な子育て支援に努めてきました。吹田版ネウボラ連携会議を開催し連携を進めました。	吹田版ネウボラ連携会議を定期的で開催し、関係機関の連携強化で虐待の予防に繋がります。	のびのび子育てプラザ 保育幼稚園室 保健センター
イ 利用者支援	市民への周知も拡がり来館や電話での相談も増加、相談内容も多岐にわたっています。状況に応じて必要な機関と連携を取りながら支援を進めていますが、平成30年度は吹田版ネウボラとして連携会議を開催するなど、連携の強化に努めました。	多岐にわたる相談に適切に対応できるように、情報収集に努めます。また、吹田版ネウボラとしての連携の強化をすすめます。	のびのび子育てプラザ 保育幼稚園室 保健センター
ウ 地域子育て支援	それぞれの機関で育児教室や年齢別親子教室を開催しました。また、のびのび子育てプラザでは生後2か月からを対象とした教室の開催や出張で交流会を開催するなど、虐待の予防につながる支援に努めました。	気軽に参加し仲間づくりや、子育ての相談ができる環境を充実し、多様なニーズに対応できるよう努めます。	子育て支援課 のびのび子育てプラザ 保育幼稚園室
エ 一時預かり	「幼稚園」については、公立幼稚園7か所、公立認定こども園9か所、私立認定こども園3か所で実施しました。 「幼稚園以外」については、私立認定こども園2か所、私立保育所4か所、小規模保育施設4か所、公立保育所4か所、のびのび子育てプラザ、豊一児童センター、こども発達支援センターの計16か所で実施しました。 のびのび子育てプラザでは、より多くの市民が利用できるよう予約方法の見直し等を行い、新規の利用者が増えました。 本事業は、子育て世帯の就業支援及び育児負担の軽減等につながっています。	引き続き実施箇所数の拡大に努めます。	子育て支援課 のびのび子育てプラザ 保育幼稚園室
オ 放課後児童クラブ	平成29年度から対象学年を4年生まで拡大しましたが、留守家庭児童育成室を必要とする児童が見込みを上回って増え続けており、受入態勢の確保が困難なため、当分の間は4年生までの受入に専念することとしました。 ただし、障がい児の受入については、平成30年度からはその対象を4年生からの継続の6年生に拡大し、さらに平成31年度からは6年生に拡大しました。	平成29年度より入室対象児童を4年生まで拡大していますが、想定を超える児童数増加もあり施設・指導員の確保や育成が困難となっています。 今後安定的な育成室運営を行いつつ、対象学年の更なる拡大や開室時間の延長等の社会的ニーズに対応していくためには、施設整備・指導員確保に努めると同時に、民間事業者への運営業務委託を着実に進めていく必要があります。	放課後子ども育成課

（6）教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携について

地域型保育事業者が円滑に連携施設の設定が行えるよう、市が教育・保育施設と調整・仲介するなど、必要な支援を行います。

実施状況及び効果（平成30年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
小規模保育事業所を卒園した児童が私立幼稚園への入園を選択しやすくするため、入園料の補助等を実施しました。	連携施設についてはほとんどの事業者が設定できていません。今後、連携に向けた施策を進めていくとともに、市が調整・仲介のうえ、積極的に連携施設確保に係る支援を行っていきます。	保育幼稚園室

(7) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携についての基本的考え方と推進方策について

ア 幼児期の育ちの連続性の観点

遊びを中心とした生活を通して体験を積み重ね、一人ひとりの発達に応じて総合的に指導を行う幼稚園・保育所・認定こども園の教育・保育と、時間割に基づき各教科の内容を教科書などの教材を用いて学習する小学校では、子供の生活や教育方法が異なりますが、子供の育ちや学びが連続していることに着目し、生活の変化に子供が対応し、幼児期の教育・保育と小学校教育が円滑に接続できるように、本市の実情に応じた創意工夫による連携策を講じます。

イ 推進体制

各施設において、円滑な連携のための担当者を定めるなど、体制整備を行うとともに、連携のための活動を年間計画に位置づけるなど、組織的かつ計画的に実施します。

ウ 幼稚園教諭と小学校教諭の交流

就学前の幼児と小学校の児童の交流の機会を設け、相互のねらいに対応した活動となるよう指導計画の作成や教材研究など、保育士、幼稚園教諭と小学校教諭が事前事後の打ち合わせ等を行います。

エ 合同研修

保育士、幼稚園教諭と小学校教諭との意見交換や、合同の研究会及び研修会、保育参観や授業参観等、相互理解の機会を設けます。

オ カリキュラム

幼児期の教育・保育と小学校教育の接続を意識したカリキュラムを編成し、子供の育ちと学びの連続性を保つため、つながりを意識した指導を行います。

	実施状況及び効果（平成30年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
ア 幼児期の育ちの連続性の観点	就学前の時期に小学校への接続を意識した保育内容を検討し、計画的に実践しています。 全市小学校統一見学を実施しており、子供達が小学校生活に期待感や安心感を持つことに繋がっています。	教育・保育内容の一層の相互理解を進め、小学校への接続を意識した教育・保育実践が必要です。	保育幼稚園室
イ 推進体制	市立幼稚園・幼稚園型認定こども園では、各中学校ブロックで小学校中学校と交流や教育・研修に関する年間計画を立案しています。また、各就学前施設と小学校教諭が就学する子供の引き継ぎの場を設け、全ての就学前の子供達が円滑に小学校教育に移行できる取組を行っています。	保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の相互連携推進体制の整備、就学する子供のよりきめ細やかな引き継ぎのあり方について検討する必要があります。	
ウ 幼稚園教諭と小学校教諭の交流	市立幼稚園・幼稚園型認定こども園の新任教諭と小中学校の2年目の教諭が互いの幼稚園や小中学校の授業見学・保育体験を実施しています。また、園児と小学校児童の交流を実施しています。	相互のねらいや目的の共通理解と取組の発信により、さらに就学前の子供の理解を深める事が必要です。	
エ 合同研修	保育士・幼稚園教諭・小学校教諭を対象とした、相互連携のための研修を実施しました。さらに各中学校ブロックでの参観や合同研修を実施しました。	本市の実態に応じた課題を検討する必要があります。	
オ カリキュラム	各中学校ブロックごとに作成する「幼小中一貫カリキュラム」の参考となる案をもとに、各中学校ブロックの幼小中一貫カリキュラム作りを作成しました。	各中学校ブロックごとの幼小中一貫カリキュラムを踏まえ、保育所・幼稚園・認定こども園と小中学校が連携を図りながら教育・保育実践に取り組めます。	

6 子ども・子育て支援関連施策の 実施状況

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保について

- ア 保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実**
子育てに関する市のホームページやリーフレットの充実を図るなど教育・保育の利用に関して、いつでも、どこでも必要な情報を取得することができる環境を整備します。
- イ 産後休業・育児休業終了時から保育を利用できる環境整備**
計画的に、認定こども園または保育所や、3歳未満に特化した地域型保育事業等の量的拡充を図り、産後休業・育児休業終了時から保育を利用できる環境を整えます。

	実施状況及び効果（平成30年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
ア 保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実	利用者の条件に合った特定教育・保育施設などを探すための検索システムに新規施設を追加するなど、ホームページの情報を更新しました。 スマートフォンにも対応した情報提供により、いつでも必要な情報を取得できる環境を整備し、円滑に教育・保育を利用できるよう支援に努めています。 のびのび子育てプラザの利用者支援事業において入園相談会の開催や、入園や就園に関する相談を受け、円滑な利用につなげるよう努めました。	きめ細かな情報の収集に努め、個別のニーズを把握して適切な施設や事業等を利用できるよう相談支援体制の充実に努めます。	子育て支援課 のびのび子育てプラザ
イ 産後休業・育児休業終了時から保育を利用できる環境整備	平成30年度中の確保内容としては、私立保育所2か所(120名)の創設、小規模保育事業所3か所(57名)を開設、私立幼稚園1か所が認定こども園に移行(60名)により、合計で237名分の2・3号認定の定員枠を新たに確保しました。	平成28年4月1日に発生した多くの待機児童の早急解消のため策定した「待機児童解消アクションプラン」により、各種の対策を実施しましたが、保育所等待機児童の解消には至りませんでした。今後は、就学前児童数の推移、要保育率の上昇や待機除外児童の受入などを考慮して、次期の事業計画の策定に取り組んでいきます。	保育幼稚園室

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する府が行う施策との連携について

ア 障がい児施策の充実等

- (ア) 早期発見の推進
障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見や治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査を推進します。また、育児教室や育児相談により、早期からの子育て相談を実施します。
- (イ) 1歳6か月児健診事後指導事業
1歳6か月児健診等において、ことばが遅い等の発達の遅れもしくはその疑いがあると判断された児童とその保護者及び支援が必要と判断された児童とその保護者に対し、各種相談に応じるとともに療育指導を行い、その健全育成を図ります。
- (ウ) 教育・保育上必要な支援
自閉症等の発達障がいを含む障がいのある子どもについては、障がいの状況に応じて、その可能性を伸ばし、自立して社会参加をするために必要な力を培うため、一人一人の発達に応じた適切な教育・保育上必要な支援を行います。こども発達支援センターや教育・保育施設において、増加する障がい児等の受け入れを推進するとともに、受け入れに当たっては、地域療育支援の充実と関係機関との連携強化を図ります。
- (エ) 職員の専門性の向上
障がい児に関する研修を実施し、幼稚園教諭、保育士等の資質や障がい児に関する専門性の向上を図ります。

- (オ) 障がい児が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進
障がい児とその家族が安心して生活できる地域づくりを目指して、ボランティア活動支援、地域の関係機関への啓発活動等を積極的に行います。
放課後等デイサービスの提供増により、障がい児の放課後の居場所づくり、仲間づくりを支援します。
相談支援事業を実施し、障がい児支援利用計画・障がい福祉サービス利用計画を作成し、障がい児を支援します。

	実施状況及び効果（平成30年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
(ア) 早期発見の推進	乳幼児健診の内科部分は身近な医療機関で受診することができるため、吹田市医師会と連携しながら、疾病の早期発見や、育児不安等の解消に努めています。平成28年3月からは発達障がいに関する問診項目を導入し、発達障がいの早期発見・早期対応に努めています。 のびのび子育てプラザの利用者支援事業の中で、発達に関する相談に応じ、状況によっては関係機関と連携を取ることで、早期対応に努めています。	発達相談の希望者が年々増加しており、相談の予約がタイムリーに取れない状況が続いています。発達障がいの早期発見のための健診関係者のスキルアップが必要です。 引き続き、相談と連携に努めます。	保健センター のびのび子育てプラザ
(イ) 1歳6か月児健診事後指導事業	1歳6か月児健診等において、言葉が遅い等の発達の遅れ、もしくはその疑いがあるまたは支援が必要な児童とその保護者に対して、各種相談に応じるとともに、療育指導を行い、よりよい親子関係をつくり、安心して子育てができるよう援助をしています。 療育上の問題改善による児童虐待の予防、児童の健全育成にも役割を果たしています。 ○パンビ親子教室 在籍数 261組 週1回(12か月)AM	対象児が年々増加していることや、1歳6か月児健診だけでなく、乳児期から育児不安の強い保護者や3歳児健診事後指導が必要な児童も年々増えています。今後も新たな親子教室を開室する等、支援体制の整備を進めてまいります。	地域支援センター
(ウ) 教育・保育上必要な支援	保育所・幼稚園・認定こども園への巡回相談・外来相談・訓練療育システム推進を図り、対応をしています。発達・障がいに応じて適切な進路選択ができています。 ○巡回相談 491件 ○外来相談 1,222件 ○外来訓練 2,017件	対象児(要配慮保育)が増加しており、支援体制のあり方を検討する必要があります。また、公私立保育所、認定こども園、幼稚園の園児一人ひとりが、それぞれの発達に応じた適切な教育保育の支援を受けられるよう、連携を図っていきます。	保育幼稚園室 地域支援センター
(エ) 職員の専門性の向上	幼稚園、保育士等の研修として年8回実施し、延844人参加し専門性を高めています。 こども発達支援センターでは外部講師やセンター内専門職による研修を実施し、また、日本LD学会、自閉症スペクトラム学会、人間発達基礎講座、てんかん学基礎講座等に参加し専門性を高めています。 留守家庭児童育成室指導員の研修では、こども発達支援センターの専門職や外部講師による児童の発達や障がいに関する研修会を実施し、専門性を高めています。	障がい児の障がいも多様になってきているため、専門性のスキルをあげていきます。今後も研修を実施し、より専門性の向上を図ります。	保育幼稚園室 地域支援センター 杉の子学園 わかたけ園
(オ) 障がい児が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進	専門的な技術を持つ市民のサポートにより余暇支援教室(料理、パン、ダンス)をおこない、障がいのある児童の地域生活を支援しています。平成29年度まで余暇支援教室(料理・パン作り・ダンス等)を実施していました。民間事業所が増えて、安心して過ごせる場が広がりました。また、ディサービス等でさらに質の高い療育が提供できるように、事業所連絡会をもち、学習会や情報共有をして、支援をしています。 地域生活を支援するボランティアの育成に関しては学習会等を実施しています。地域のサポーターとして、また、こども発達支援センター利用者のきょうだい見守りで活躍しています。 きょうだい見守り 登録者数 54人 見守り児童数 1,268人 また、ボランティア入門講座を開催しボランティアの育成を図っています。 放課後等デイサービスの質の高い療育を提供できるように、事業所等連絡会をもち、学習会や情報共有をして、支援をしています。	障がい児が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進を図ります。 また、障がい児の放課後の居場所づくり、仲間づくりを、事業所と連携しながら、支援します。	地域支援センター

イ 児童虐待防止対策の充実

(ア) 関係機関との連携及び相談体制の強化

吹田市児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）の取組みをさらに推進し、関係機関が連携を密に情報の共有と支援内容の共通認識を図りながら、児童虐待の早期発見、早期対応、再発防止に努めます。また、要支援児童や特定妊婦、居住実態が不明で児童の安否が確認できない等の児童虐待発生リスクが高い家庭の把握に努め、母子・保健部門と児童福祉部門、教育部門が連携し対応の強化を図りながら、児童虐待の未然防止に積極的に取り組みます。さらに、相談体制の充実を図るため専門職を増員し、資質の向上を図ります。

(イ) 虐待の早期発見、早期対応への取組み

民生・児童委員の協力のもと実施している子ども見守り家庭訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）の充実を図り、虐待の発生予防、早期発見に努めます。また、保健センターが実施する乳幼児健康診査や保健指導等の母子・保健事業と連携しながら、育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）の取組みを進め、養育支援を必要とする家庭を適切に支援することで、虐待の早期対応に努めます。

(ウ) 親支援プログラムの実施

子育て中の親が子育てに自信を持ち、前向きに取り組めるよう、子育ての悩みや不安が強い親や虐待行為に悩む親を対象に親支援プログラムを実施し、虐待の未然防止、重症化予防に努めます。

	実施状況及び効果（平成30年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
関係機関との連携及び相談体制の強化	相談員のスキル向上を目的とした研修を実施し、相談体制の強化を図るとともに、吹田市児童虐待防止ネットワーク会議を通して、関係機関が連携し、支援を必要とする児童の早期発見、早期対応を行いました。 さらに親支援プログラムでは、トリプルP（前向き子育てプログラム）を年2コース実施し（平成30年度は計24名受講）、受講後の参加者からのアンケートでは高い満足結果が得られています。	法改正や国、府の動向を踏まえながら、専門職員の適正な配置や児童虐待の対応における相談員のスキル向上を図るなど、相談体制の強化に努める必要があります。	家庭児童相談課
虐待の早期発見、早期対応への取組み			
親支援プログラムの実施			

ウ ひとり親家庭等の自立支援の推進

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等の日常生活全般にわたる精神的負担の軽減を図り、経済的基盤を確立できるよう、就業支援をはじめ、自立を支援するための福祉サービスの充実を図ります。また、ひとり親家庭等自立促進施策推進委員会において自立支援の取組の推進、進捗状況の把握、情報共有及び連携を行います。

(ア) 就業支援

より良い就業に向けたプログラム策定事業、職業訓練等の実施・促進、就業機会創出のための支援等を行います。

(イ) 子育て・生活支援

保育所等優先入所の推進、延長保育、一時預かり事業等、多様な子育て支援の充実、公営住宅における優先入居の推進等を図ります。

(ウ) 養育費確保支援

母子・父子自立支援員による相談機能の充実、広報、啓発活動の推進、養育費相談支援センター、法律相談事業との連携等を図ります。

(エ) 経済的支援

母子・父子・寡婦福祉資金の適正な貸付、児童扶養手当の適正な給付、ひとり親家庭医療費助成の実施を行います。

(オ) 相談機能の充実

研修等により母子・父子自立支援員の資質向上、相談機能の充実を図り、総合的・包括的な支援を行うワンストップでの相談体制を確立します。

	実施状況及び効果（平成30年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
(ア) 就業支援	ひとり親家庭相談では、母子・父子自立支援員が自立に必要な情報提供を行い、関係機関と連携することで必要な支援に繋がっています。 また就業支援専門員による就労相談においては、パート等で経済的に生活困難な方や未就労の方を対象にプログラム策定を行い、ハローワークでの就業支援事業等に結びつけ安定した就労を確保できるよう支援を行いました。（平成30年度は26件のプログラム策定を行い、うち11件が就労に結びついています。） 経済的な支援として、児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成制度の適正な給付をはじめ、大阪府母子・父子・寡婦福祉資金の貸付など、ひとり親家庭の方が経済的に安定し自立できるよう支援を行いました。	就労支援に関しては、時代のニーズにあった講座・研修を行い、参加人数の増加を狙い、就労支援の強化を図ります。 また、専門的な相談員の連携により、必要な家庭に必要な支援が届く総合的、専門的な相談体制の構築に努めます。	子育て給付課
(イ) 子育て・生活支援			
(ウ) 養育費確保支援			
(エ) 経済的支援			
(オ) 相談機能の充実			

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携について

ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現のための働き方の見直しや仕事と子育ての両立のために、関係部局と連携して市民や市内事業者への啓発に努めます。

イ 仕事と子育て両立のための基盤整備

保育及び放課後児童健全育成事業の充実、ファミリー・サポート・センター事業の活用促進等の多様な働き方に対応した子育て支援事業を推進します。

	実施状況及び効果（平成30年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	地域経済振興室ではパートで働く方を対象とした社会保険セミナーや、市民を対象としたタイムマネジメントセミナーを実施し、男女共同参画センターでは育児休業中の人を対象とした、職場復帰支援講座などを開催したほか、市内の事業所へ出向き、ワーク・ライフ・バランスなどをテーマにした研修を実施しました。 講座の受講生からは、仕事やプライベートで活用できるタイムマネジメントセミナーであった、復職に向けて準備すべきことが整理できてよかった、などの声をいただきました。 男女共同参画センター啓発誌「ソフィア」で「家事シェア」の特集を行い、ワーク・ライフ・バランスの啓発・広報を行いました。	多様な市民のニーズに社会情勢などを加味しながら、満足度の高い講座を企画・開催するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けての啓発・支援に努めます。	男女共同参画センター 地域経済振興室
イ 仕事と子育て両立のための基盤整備	保育及び放課後児童健全育成事業、またファミリー・サポート・センター事業で仕事と子育ての両立を支援しました。 JOBナビすいたマザーズコーナーへのパンフレット配架やホームページへのリンクの掲載を継続し、保育等の情報が得られる場所を確保しました。また、子育て世代の再就職支援として「保育つき子育て世代就職支援セミナー」を実施し、仕事と子育ての両立支援や就職に際して活用できる就活メイク実践講座を実施しました。セミナー参加者からは、求人票を見るときに注意するポイント、子育てしながら働くことのイメージがつかみやすかったと感想をいただきました。	多様な働き方に対応した子育て支援を推進し、仕事と子育ての両立のための情報提供に努めます。	のびのび子育てプラザ 保育幼稚園室 放課後子ども育成課 地域経済振興室

(4) 地域子育て支援

ア 地域子育て支援センター

子育て家庭に対して育児教室をはじめ、子育てサークルの育成・支援、育児相談・指導、行事への参加、施設の一部開放などを保健センターや関係機関と連携しながら行います。より身近な地域で子育て支援センターが広がるよう私立保育所に対して助成を行います。

イ 児童会館・児童センター

0歳から小学生までの幅広い子どもたちが、安心していつでも利用できる子どもの拠点施設として地域住民との協働により取組みを進めていきます。

乳幼児とその保護者を対象とした幼児教室やランチタイムなどを通じて、あそびや交流の場を提供し、仲間づくりを進めます。

行事やあそび、図書の貸出しなど、さまざまな取組みや活動を通じて、創造性、社会性や協調性を身につけ、豊かな人間関係を築く場として一層の充実を図ります。

ウ 子育て広場の助成

子育て中の親の子育てへの負担感を緩和するため、親子が気軽に立ち寄り交流し、育児についての相談などができる「子育て広場」を運営する団体へ助成を行います。

	実施状況及び効果（平成30年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
ア 地域子育て支援センター	保健センターと連携しながら、支援の必要な親子を育児教室等や他機関につなげ、継続的に支援できるよう努めています。さらに、育児不安や負担感の大きい保護者には、個別に育児相談や支援を行い、虐待予防にもつながっています。 また保健センターの赤ちゃん会や子育てサロン等の出務により、保護者の相談に応じることで支援の充実に努めています。	子育てに不安や負担を感じている保護者も増えており、0歳児育児教室や赤ちゃん会など早期の支援の充実が必要となっています。 平成29年度には地域子育て支援センターの助成を行う私立保育所を1か所増やします。 今後も、関係機関との連携を丁寧に進め、地域で情報や手立てを共有しながら、きめ細かな支援に努めます。	子育て支援課 のびのび子育てプラザ 保育幼稚園室
イ 児童会館・児童センター	幼児教室、行事ボランティアを招いたイベント、独自行事の実施、日々の自由遊び（ゲームの貸出、卓球、一輪車等）、図書の貸出等、様々な企画、運営の工夫等により、利用者数が前年度を超えており、地域に根ざした施設として定着しています。	子供たちが創造性や社会性、協調性を身につけ、豊かな人間関係を築く場として、また、子育て支援、交流の場として、今後も充実を図っていきます。 施設の老朽化が進んでいるため、今後も現在と同様の運営を維持していくためには、計画的な施設改修・修繕が必要です。	子育て支援課
ウ 子育て広場の助成	身近な地域で乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を提供することにより、子育ての負担感の軽減と子育ての仲間づくりにつながっています。	より多くの子育て中の親子に利用していただけるよう新規の利用世帯数増につながる取組や事業成果の的確な把握が必要であると考えています。	子育て支援課

(5) 母子保健

ア 妊産婦・新生児・未熟児への訪問指導等

保健指導を要する妊産婦、新生児及び未熟児に対し、保健師及び助産師が訪問指導を実施しています。妊娠届出書の情報のほか医療機関と連携を図りながら支援の必要な方を的確に把握し、訪問を行うことにより、育児不安の軽減や虐待の発生予防、早期発見、早期対応につながる支援を進めていきます。特に、家庭環境や養育上の問題を抱えている家庭については、育児支援員の利用や子育て支援機関などにつなげながら、支援を継続します。

イ 乳幼児健康診査

乳幼児に対して健康診査を行い疾病や障がいの早期発見・早期治療を図るとともに、その保護者に成長・栄養・育児及び歯科保健に関する健康相談・保健指導を実施し、乳幼児の健全な育成を図ります。また、養育環境や状況を知り、虐待の防止と早期発見をするともに保護者の育児不安にも対応していきます。また、健診の未受診児については子育て支援室等関係機関と連携しながら、全数把握に努めます。

ウ その他の保健指導や育児相談

妊婦（両親）教室や離乳食講習会などをとおして、妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図るとともに、保健師、歯科衛生士、栄養士、保育士などが育児の指導や育児不安の軽減を図るために養育上の相談に応じます。

	実施状況及び効果（平成30年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
ア 妊産婦・新生児・未熟児への訪問指導等	妊産婦や新生児（未熟児を含む）に対し、保健師や助産師が訪問指導を行い、育児不安の軽減や虐待の発生予防を図っています。	今後も、妊娠届出や産婦人科医療機関等との連携を図り、支援の必要な妊産婦の把握に努めます。また、妊娠中や産後のきめ細やかな支援を提供し、妊娠・出産・子育てをとおした切れ目ない支援の強化を図ります。	保健センター
イ 乳幼児健康診査	各乳幼児健康診査の受診率は高い状態を維持しています。 健診未受診者に対しては大阪府の「未受診児対応ガイドライン」に基づき、関係機関と連携しながら、未受診児の全数把握に努めています。	養育状況を的確に聞き取る問診スキルや、子育ての困難さや不安、負担感を感じる保護者に寄り添い、適切な助言や支援につなぐ保健指導スキルなど健診関係者の力量アップが必要です。	
ウ その他の保健指導や育児相談	妊婦（両親）教室、乳幼児訪問指導や、すくすく赤ちゃんクラブ、離乳食講習会等の母子保健事業において、継続して育児等の相談に応じています。	妊娠中や産後早期の支援体制を整備し、子育て期まで切れ目ない支援できるよう子育て支援事業等とも引き続き連携します。	

（6）放課後子ども総合プラン

国の放課後子ども総合プランでは、放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）と放課後子供教室（太陽の広場）の児童が、同一の小中学校内等の活動場所において、放課後子供教室（太陽の広場）開催時に共通のプログラムに参加できる一体型として実施することを目指しています。

本市では、既に両事業を同一小中学校内で行い、放課後子供教室（太陽の広場）の活動プログラムに放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）の児童も分け隔てなく参加できる一体型の内容を取り入れていますので、今後さらに連携が深まるよう、共通のプログラムの充実を図っていきます。

引き続き、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験と活動を行うことができるよう、同じ学校の中で余裕教室等を活用する方法等で、放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）の計画的な整備を進めます。

- ア 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）の平成31年度に達成されるべき目標事業量
全市立小中学校内に設置している留守家庭児童育成室の対象学年を年次的に拡大することとします。
平成29年度に4年生まで、平成30年度に5年生まで、平成31年度に6年生までを対象とします。

- イ 放課後子供教室（太陽の広場）の平成31年度までの整備計画
全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごせる居場所を提供する放課後子供教室（太陽の広場）は、「地域の子どもは地域で守り、育てる」という理念のもと実施しています。この事業を運営する過程で、地域コミュニティの形成も図ろうとするもので、子どもに関わる地域の諸団体の方々の協力を得ながら、これまで全ての小中学校内で実施してきました。
一方、放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）は児童福祉法に定められた、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して行われている事業です。
それぞれの事業の目的は異なるものですが、両制度の違いを認識しつつ、特色を生かしながら整備を進めます。現時点では、施設確保の状況や実施回数に差が生じているため、今後は各地域の実情に応じた方法により、全市的なレベルアップを目指します。
また、平成27年4月開校の千里丘北小学校においてもできるだけ早期に実施できるよう整備を進めます。

- ウ 一体型の放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）の平成31年度に達成されるべき目標事業量
全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、留守家庭児童育成室と太陽の広場を同じ小学校の中で一体型として、両者が連携して実施します。
（数値目標：全36小学校）
- エ 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
留守家庭児童育成室と太陽の広場が連携して事業を実施・運営するよう運営委員会を設置し、共通プログラムや本市における放課後子ども総合プランの推進方策を検討します。
また、留守家庭児童育成室と太陽の広場のスタッフが、児童に提供する多様な体験や活動に連携して取り組みます。
- オ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）への活用に関する具体的な方策
小学校の施設の活用にあたっては、留守家庭児童育成室と太陽の広場の管理運営上の責任体制を明確化し、余裕教室の一層の活用と、放課後に学校教育には使用していない施設の一時借用を推進するよう、こども部と教育委員会事務局による学校施設の活用方策を検討する会議を設けます。
- カ 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
関係者の密接な連携を図りながら、本市における放課後子ども総合プランの推進方策を検討するため、こども部、教育委員会事務局、学校、地域教育協議会、保護者等を構成員とする運営委員会を設置します。
- キ 地域の実情に応じた放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）の開所時間の延長に係る取り組み
就学前からの切れ目のない子育て支援が行えるよう、保護者ニーズに基づく時間延長を早期に実施します。

	実施状況及び効果（平成30年度）	今後の課題及び改善点	担当室課
ア 放課後児童クラブ	保育の担い手を確保するため、平成30年4月から新たに佐井寺、山五、北山田、藤白台及び桃山台留守家庭児童育成室の運営業務委託を実施し、児童の健全育成を図りました。	平成29年度から入室対象児童を4年生まで拡大しましたが、想定を超える児童数増加もあり施設・指導員の人材確保や育成が困難となっているため、事業計画を見直し、当分の間は4年生までの受入に専念し、5年生・6年生までの拡大は延期することとしました。高学年の放課後の居場所について、総合的な検討が必要です。 今後安定的な育成室運営を行いつつ、対象学年の更なる拡大や開室時間の延長等の社会的ニーズに対応していくためには、施設整備・指導員確保に努めると同時に、民間事業者への運営業務委託を着実に進めていく必要があります。	放課後子ども育成課
イ 放課後子供教室（太陽の広場）	各地域の実情に合せた開催方法により市内全36小学校で1,798回実施しました。 従来の運動場での自由遊びと宿題の見守りの他、地域の方が講師となり、読み聞かせや工作など様々な体験活動の場を提供する「活動プログラム」を32校で133講座実施しました。 放課後の安心・安全な子供の居場所の提供及び幅広い地域住民等の参画を得て、地域コミュニティの形成に寄与することができました。	国の放課後子ども総合プランに掲げる目標は一定満たしており、地域の理解により、実施予定回数は増えていますが、児童数の多い学校では、空き教室の確保ができず、雨天時などは中止となることがあります。安定的・継続的な実施のため、見守りボランティアと活動場所の確保、地域人材の発掘を行う必要があります。	青少年室

	実施状況及び効果（平成30年度）	今後の課題及び改善点	担当室課	
ウ	一体型の放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）	吹田市では、一体型として市内全36小学校で、留守家庭児童育成室と太陽の広場を同じ小学校の中で実施しており、また、両事業の児童が参加する共通プログラムや合同避難訓練を実施することができました。	今後も継続的に、全ての児童の安心・安全な居場所の確保及び様々な体験活動の場を提供できるように、地域の人材確保や一時利用も含めた活動場所の確保を進めていきます。	放課後子ども育成課 青少年室
エ	放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	各広場で留守家庭児童育成室指導員、太陽の広場スタッフ、学校管理職、青少年室の4者による会議で、活動プログラムの企画、実施内容の打合せや、留守家庭児童育成室の行事などの情報交換などを行ない、両事業の連携に取り組みました。	各広場での定期的な会議の開催を目指すとともに、避難訓練の実施や体験活動を提供する「活動プログラム」への参加等、さらに連携を強化していきます。	放課後子ども育成課 青少年室
オ	小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）への活用に関する具体的な方策	本市では児童数が増加傾向にあり、教室数に余裕のない小学校も生じてきています。そのような学校では普通教室と留守家庭児童育成室の確保を共通課題とし、関係部局が連携して検討を進めました。	本市では、在籍児童が増加傾向にあるので、余裕教室を見出すこと自体難しい学校が増えており、活動場所の確保が両事業の共通した課題です。	放課後子ども育成課 青少年室
カ	放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	本市では、放課後児童を対象とする事業について、一元化するため平成28年4月1日の組織改正により留守家庭児童育成室を所管する放課後子ども育成課を教育委員会に移管しています。 放課後子ども育成課、青少年室、留守家庭児童育成室指導員、太陽の広場スタッフ、学校長、地域教育協議会、保護者等を構成員とする「吹田市放課後子ども総合プラン運営会議」を2回実施し、本市の実情に応じた効果的で計画的な「放課後子ども総合プラン」の推進方策について検討しました。	各広場により運営方法の違いがあり、地域の実情に合せた実施方法で、留守家庭児童育成室と太陽の広場の連携を更に進めて、一体型による運営を推進していきます。	放課後子ども育成課 青少年室
キ	地域の実情に応じた放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）の開所時間の延長に係る取り組み	平成30年4月から新たに運営業務委託を実施した佐井寺、山五、北山田、藤白台及び桃山台留守家庭児童育成室において、開設時間を午後7時まで延長しました。 その結果、既に委託運営を行っている育成室と合わせ、計9育成室で、直営育成室に先行するかたちで、午後7時までの延長保育を実施しました。	保育に必要な指導員の確保が困難となる中、すべての育成室で開設時間の延長を実施するためには、民間事業者への運営業務委託を着実に進め、安定的な人員体制の構築に努める必要があります。	放課後子ども育成課

**吹田市子ども・子育て支援事業計画
平成30年度(2018年度)施策・事業実施報告書**

発行／令和2年(2020年)2月

吹田市児童部子育て支援課

〒564-8550 吹田市泉町 1-3-40

TEL 06-6384-1491